

令和4年第4回せたな町議会定例会 第1号

令和4年12月15日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第14号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第15号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 発議第1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第1号 令和4年度せたな町一般会計補正予算（第10号）
- 10 議案第2号 令和4年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第3号 令和4年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第4号 令和4年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第5号 令和4年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第6号 令和4年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第7号 令和4年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第8号 令和4年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第9号 令和4年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第10号 令和4年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 19 議案第11号 令和4年度せたな町病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 20 議案第12号 せたな町議会議員及びせたな町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第13号 せたな町行政組織条例等の一部を改正する条例について
- 22 議案第16号 せたな町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 23 議案第17号 せたな町生活館条例等の一部を改正する条例について
- 24 議案第18号 せたな町米乾燥貯蔵等施設条例の一部を改正する条例について
- 25 同意第1号 せたな町監査委員の選任について
- 26 意見書案第1号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級のさらなる前進を求める意見書
- 27 意見書案第2号 特別支援学級における学級編制標準の改善及び学年差等に応じた学級編制への改善を求める意見書

28 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○出席議員（12名）

1番	吉田	実君	2番	梶田	道廣君
3番	本多	浩君	4番	橋本	一夫君
5番	熊野	主税君	6番	道高	勉君
7番	大湯	圓郷君	8番	横山	一康君
9番	石原	広務君	10番	平澤	等君
11番	菅原	義幸君	12番	真柄	克紀君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋	貞光君
教育委員会教育長	小坂橋	司君
農業委員会会長	原田	喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪	観誠君
代表監査委員	残間	正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正則君
総務課長	原	進君
まちづくり推進課長	神田	昌君
財政課長	佐藤	英美君
税務課長	濱登	幸恵君
町民児童課長	高橋	純君
認定こども園長	伊藤	悦子君
保健福祉課長	樋口	靖君
農務課長	河原	泰平君
水産林務課長	杉村	輝明君
建設水道課長	平田	大輔君
会計管理者	杉村	彰君
国保病院事務局長	西村	晋悟君
総務課長補佐	小林	和仁君

まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君
財 政 課 長 補 佐	井	村	裕	行	君
税 務 課 長 補 佐	奥	村	大	樹	君
町民児童課長補佐	上	野	朋	広	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農 務 課 長 補 佐	吉	田	有	哉	君
水産林務課長補佐	藤	井	卓	也	君
水産種苗育成センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総 務 課 主 幹	中	山	康	春	君
まちづくり推進課主幹	竹	内	亜 希	子	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
まちづくり推進課主幹	斉	藤	哲	章	君
税 務 課 主 幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	黒	澤	美 知	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	水	野	万 寿	夫	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農 務 課 主 幹	斉	藤		真	君
水産林務課主幹	油	谷	好	彦	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
建設水道課主幹	大	野	秀	幸	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	伏	見	尚	志	君
防 災 係 長	岡	島	讓	二	君
情報管理係長	又	村		智	君
財 政 係 長	稲	船	洋	志	君
課 税 係 長	竹	内	佑	輔	君
環境衛生係長	原	田		宰	君
児童福祉係長	林		亮	輔	君
社会福祉係長	河	野	葉	子	君

障がい福祉係	長	平	田	慎	太	郎	君
保健推進係	長	安	藤	麗	香		君
包括支援係	長	大	久	保	麻	未	君
地域支援係	長	金	澤	早	苗		君
地域支援係	長	田	畑	貴	子		君
農政係	長	栗	城	惇	史		君
業務係	長	北	山	典	孝		君
業務係	長	池	田	裕	之		君

《瀬棚支所》

支所	長	増	田	和	彦		君
養護老人ホーム三杉荘	所長	西	田	良	子		君
福祉係	長	稲	船	奈	穂	子	君

《大成支所》

支所	長	中	川				讓	君
事務係	長	村	井	貴	大			君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	古	畑	英	規		君
次	長	山	本		亨		君
主	幹	長	内	解	人		君
主	幹	尾	野	真	也		君
給食センター学校給食	係長	山	崎	英	人		君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹	羽		優		君
農地係	長	小	池	秀	樹		君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記	長	原			進		君
書記	次長	小	林	和	仁		君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹	羽	小	百	合	君
次	長	松	原	孝	樹		君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 務 長 松 原 孝 樹 君
主 事 大 辻 省 吾 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達してございます。令和4年第4回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において1番、吉田実議員、2番、榊田道廣議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から16日までの2日間といたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から16日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告をさせていただきます。

まず令和4年度中間期における農業及び漁業情勢についてでございます。

始めに農業ですが、今年は6月以降高温が続き日照時間についても多い年であり、生育には好

条件な状況でした。降水量については全体的に少雨の傾向であるものの、6月並びに8月の大雨により損壊、水没した圃場も多数に上り、作物、圃場によっては生育、収穫に影響が生じた年でした。

基幹作物の水稻については、北海道農政事務所が発表した10月25日現在の北海道の10アールあたり予想収穫量は591キログラムで、作況指数は106の良となっております。今年度から調査エリアの統合があり単純な前年比較はできませんが、本町を含めた渡島、檜山管内では、10アールあたりの収量が昨年同時期に比べ35キログラム減の551キログラム、作況指数は昨年と比べ5ポイント減の103でやや良の作柄になりました。品質としましては、高温と日照に支えられ登熟が進み、当地では高品質を確保しつつも水害を受けた圃場では白未熟粒などが目立ち明暗が分かれました。また水害の影響で馬鈴薯や豆類に影響を及ぼしているものが出ましたが、その他畑作物については平年程度を維持しました。

生乳生産につきましては、現在のところ昨年と比較して生産量は若干下がりつつもほぼ横ばいで、肉牛の販売においては、飼料高騰により肥育需要が抑制気味のため一時上昇した販売額が2年前の水準に戻り、生乳、畜肉ともに今後の需給バランスと飼料価格の推移が気になるところです。

次に漁業情勢ですが、本年4月から10月末における地元漁業生産は、水揚げ量1,487トン、金額11億300万円あまりとなり、前年同期と比べ漁獲量では380トンの増、水揚金額でも1億8,500万円の増加となりました。

魚種別に見ますと、主要魚種であるスルメイカは、昨年度より数量、金額とも増加しましたが、漁獲量は平年の3割程度で依然、厳しい状況が続いております。一方、秋サケ定置や刺し網は、豊漁だった昨年を更に上回る約6億8,000万円で、消費税を含めると7億円超えの水揚げを記録し浜が活気づくなど明るい話題となりました。前浜の重要資源であるウニやナマコについては、ウニは魚価高にも恵まれ水揚額が伸びる結果となり、ナマコについては漁獲量、水揚額ともに昨年来下回る状況となりましたが、依然、高値で推移していることもあり春操業に向けて期待しているところであります。また漁業経営の安定化に向けたトラウトサーモン海面養殖試験事業については今年度第2期目となり、11月15日に約2,000尾の飼育を開始し約1カ月ですが、浮餌を使用するなど昨年度の課題を整理しながら、現在、順調に推移している状況であります。

今後においても、これら漁業収入の基盤となる重要な資源の安定化を図るべく、令和5年度へ向け引き続き、各種事業や種苗センターを活用した事業を検討しているところであります。冬場の操業に向けては時化も多くなるなど厳しい操業条件下ではありますが、今後の漁獲の伸びに期待をしているところであります。なお数値等に関する資料は次のページ以降に記載しておりますのでご参照を願います。

続きまして2の工事発注状況、3の町長、副町長の動向につきましては、次にありますのでご参照願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されているとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

2番、梶田道廣議員。

○2番（梶田道廣君） ただいまお許しをいただきましたので、先に提出してあります件について質問をさせていただきます。

近年温暖化の影響や水産資源の減少などによりイカ漁をはじめとして水揚げ量が激減し、更に高齢化問題や後継者問題も深刻な状態にあり、漁業者は日々不安を抱えながら生活を送っています。近年こうした状況の中、育てる漁業が注目されており、近隣の町でもトラウトサーモンの養殖事業に力を入れ始めています。せたな町でも大成地区の漁業者が自ら部会を立ち上げ、昨年秋から事業に取り組み、今年の春には予想以上の収穫を得ることができ、次年度以降に大きな期待が寄せられているところであります。町でも漁業者の要望に応え試験事業として補助を行っていますが、過去の例から見ても試験事業期間内で生産性や採算を含めて成功した例がありません。漁業者も事業の継続的運営こそが収入の安定に繋がり、後継者の育成になると考え積極的に取り組んでおります。町としても今後の事業運営を見据えて、漁業者の要望に即した継続的な支援を行う必要があると思いますが町長の考えをお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは梶田議員のご質問にお答えします。

昨年度から3カ年事業としてひやま漁協が事業主体として取り組んでいるトラウトサーモン海面養殖試験事業についてですが、本年5月に初出荷され当地区での飼育についての問題はクリアされたともとの認識する一方、事業化に向けての課題も現れ、令和4年度においては、その課題を解決できるよう大成養殖部会が中心となり、関係機関の助言や指導のもと日々努力している状況であります。議員ご指摘の末永い支援については、本事業に関する検証期間が令和6年5月末となっていることから、2年目の課題をしっかりと整理しつつ3年目の更なる改善に向け、大成養殖部会とともに事業化に向けて検証してまいりたいと考えていることをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。今町長のほうから事業化に向けての問題点があり、今年度その事業化への課題に取り組む努力をしているということ、また本事業が6年末ということですのでけれども、そのあとの事業化に向けて今後の検討をしていくんだという答弁だったというふうに思います。それで今回、海面養殖事業を始めるにあたりまして、各関係事業者との協議の中で長期的な取引を申し込まれるなど、大変大きな期待を寄せられているところであ

ります。そのことにより漁業者自身も試験事業に係る様々なデータや資料を集めるなど、飼育環境整備や生産性向上に真剣に取り組んでいます。さらに今後の事業継続を見据え町に負担をできるだけ求めなくても、自分たちでできることがあるならばということで模索をしながら日々努力をしております。しかし本事業の補助期限は3年ということで、その後の継続を見通せておりません。先ほども言いました3年で成功した事例がない中では、試験事業に従事する漁業者だけでは大変厳しい事業だと思います。先ほど町長のほうから事業化に向けて検討するというお話をいただきましたが、今後3年以降の補助事業終了後に対して、町として事業化に向けるということの中身について具体的な部分があれば、ぜひ教えていただき支援をお願いしていきたいというふうに思いますが、町長のお答えをお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員に申し上げます。先ほどの町長の答弁は、6年5月までの3年間の中で課題を十分に検討していくというような説明で、そのあとのことまでは入ってませんよ答弁に。今の実施期間中でのいろいろな政策を含めて検討を重ねていくという答弁で終わってると思いますけども。そこだけご理解してください、答弁の内容を、1回目の答弁はですよ。

○2番（梶田道廣君） それでは改めて端的に質問を変えさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 改めてということではなくて、それは理解してくださいよってことです。それだけはちょっと確認の意味で私言わせてもらいましたけど、梶田議員の今の質問の中身についてはまた再度、答弁を求めますので。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。今行っている試験事業であります。これは事業化の可能性を判断すると、試験というふうに理解していただいていると思います。この試験の結果、業者の皆さん方が事業化を目指すかどうか、目指せるかどうかという判断、いわゆる採算性があるかどうかという判断の下で、事業化を目指すかどうかということになるんだというふうに思います。その判断をするための3カ年の試験ということでもありますので、この結果をもってまた考えていかなければならないというふうに考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（真柄克紀君） これで梶田議員の質問を終わります。

続いて8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは質問させていただきます。近年にない厳しい経営環境下に置かれている酪農、畜産農家への町の取り組みについてお伺いいたします。2020年に始まった新型コロナウイルスの影響で世界経済は一気に減速いたしました。加えて今年の2月に始まったロシアのウクライナ侵攻は悪化していた世界経済に更なる混乱を与えています。これらの影響を受け、これまで安定した需要や価格に後押しされ順調な経営環境だった町内の酪農、畜産農家は一転して厳しい経営環境下に置かれております。このような背景から農業生産には欠かせない肥料や燃油、電気などあらゆる生産資材が高騰しております。とりわけ酪農、畜産農家に欠かせない飼料は7月以降急激に高騰し、農林水産省の調査によると飼料価格は2020年を100とした指数で2021年後半で120程度、今年の7月では140を超える水準だと報告されています。

酪農家は更に深刻です。酪農家の副産物となる初生牛の価格が暴落しています。ホクレン市場の価格を今年11月の価格と昨年11月を比較してみますと7割以上の下落となっております。過去に経験がないほどの厳しい経営環境に乳価の改定も11月に行われましたが、道内の生乳は加工原料乳の割合が多いため上げ幅は2円程度に留まっており、生産資材価格の高騰を補うには程遠い現状であります。この現状に国は飼料価格高騰対策として、経産牛1頭あたり7,200円の補填金を打ち出しています。道も同様の対策を検討しております。町もこれまで畜産飼料高騰対策事業補助金として年間の飼料購入額の1%以内を支援することを決めていますし、燃油、物価高騰対策支援として定額で法人15万円、個人事業者10万円の支援をいただいていることは大変大きなことだと思いますが、現在の酪農、畜産農家の現状を考えると私は更なる支援が今必要だと考えております。以下の点について町の考えをお伺いします。

1番、酪農、畜産農家の置かれている現状認識をお伺いいたします。

2番、更なる支援が必要だと思いますが町の考えをお伺いします。

3番、このような経営環境は今後もしばらく続くと思われれます。濃厚飼料の自給対策が必要だと考えていますが町の考えをお伺いいたします。

以上、3点よろしくお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 横山議員の質問にお答えをいたします。

1点目ですが、現在の酪農、畜産経営は、コロナ禍やウクライナ情勢により肥料、飼料価格の上昇、さらには燃油や生産資材の高騰など酪農、畜産経営は大変厳しい状況だと思っております。なかでも酪農家においては、牛乳消費の減退による生乳の生産抑制、併せて個体価格の下落などにより、北海道においても酪農家がやむなく経営を中止する事態に追い込まれており、大変厳しい経営環境下にあると認識しております。

次に2点目ですが、飼料価格高騰対策として国においては、経産牛1頭あたり7,200円、北海道においても国の対策事業の上乗せとして1頭6,800円の支援が出されました。町は飼料価格高騰の影響は酪農家に限らず畜産経営全体に影響しているとの思いから、負担軽減を図るため畜産飼料高騰対策事業を予算化しており、今後においても飼料価格の高騰は長期化するものと判断し、畜産経営が維持できるよう支援について前向きに検討したいと考えております。

次に3点目の濃厚飼料の自給対策であります。まず濃厚飼料につきましては、原料である子実用トウモロコシ、大豆などを増産する必要があり、せたな町でも飼料用米の生産は国の支援もあり増加しておりますが、国内での自給というのは少し時間がかかると、すぐにはまいません。また酪農家の生産については、技術的にも難しいというふうに考えております。そこで町としては、濃厚飼料より粗飼料である良質な牧草やデントコーンなど栄養価の高い飼料生産を目指して令和4年度から4年間草地畜産事業に取り組んでいるところであります。併せて町営牧場の整備も実施しており、牧場を利用することにより牛の飼養期間の低減や飼料生産の省力化が図られ生産者のコストを大幅に低減できることから、町営牧場の積極的な活用を推進していきたいと思っております。また現在、国においても輸入飼料から国産飼料への転換ということが進められ

ておりますが、それらを見極め当町としても対策を検討していきたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 今1点目のところで町長も厳しい認識だとおっしゃっていた。私もそれと同じような認識であります。東京大学大学院の鈴木宣弘教授という方がおられます。この方は今回のこの酪農畜産経営の厳しさ、二重苦三重苦をはるかに超えているとおっしゃっていました。町長おっしゃったように生産資材、肥料ですとか飼料、燃料これらの高騰、またそれに加えて販売価格の低迷、3番目に子牛価格の暴落、4番目に2023年度からは、生乳の減産要請が来ており、そちらに舵を切っております。また5点目としまして、今まで積み上げてきた在庫の処理が非常に大変だということで二重苦三重苦をはるかに超えている。これだけ厳しい現状だということをお識者の方がおっしゃっています。これは近年にない、かつてないと言ってもいいくらいの厳しい状況に今酪農、畜産農家の経営環境があるということをお聞きいただきたく切に思います。そこで町長も今、町が打ち出しました畜産飼料高騰対策、これにさらに上乗せをしていただけるような答弁だったと私は受け取っております。このことは非常にありがたいことだと思いますし、今日この議会を見ての方もたくさんおられると思うので、酪農、畜産農家の方にとっては一つの明るい希望になるものだと思います。

もう1点、私はお願いをしたいと思います。飼料高騰に加えて、やはり子牛の価格の暴落というのは、これが非常に大きいんです。国や北海道はこのことに関して、国は7,200円、北海道は6,800円これはもう決定したということをお聞きしておりますので、合わせて1頭あたり1万4,000円の支援をするということでもあります。私は考え方の一つとして、直接大きく影響を受けている飼料価格の高騰の一つはきちんと支援をすること。もう一つは、牛1頭あたりにかかるコスト、これは飼料代だけでなく機械を動かすための燃油、施設を維持するための電気ですとか、水道代このようなものもたくさんかかってきます。ですから北海道や国は、これを1頭あたりに換算して7,200円、6,800円というものを付けておりますので、やはり私は町もできる限りそれに近づけるような努力はするべきだと思います。新函館農協から要望が1つ上がってると思います。本来、国のこの7,200円というのは、北海道は7,200円で府県は1万円、国から補填されてるんです。新函館農協から上がってる要望というのは、府県並みの1万円にさせていただきたい。2,800円を何とかして町で補填していただけないかというような要望が上がっていると思います。私はこの要望もぜひ聞いていただいて、何とか1頭あたりの支援というものもやっていただきたい。これは酪農家だけになってしまいますので、ほかの畜産農家には不公平になるということも考えられるかとは思いますが、ただ、やはり酪農家の今の現状というのは、先ほど言いましたように何重苦にもなっております。特に子牛の暴落というところが非常に大きいことでもありますので、そこはもう一度検討していただきたいと思います。さらに一昨日、政府と与党は2023年度の酪農畜産対策を決定しております。昨日の道新でも報道されておりました。加工原料乳の生産者補給金49銭の引上げということで決着したそうです。本来、生産者団体は5円の引上げをお願いして中央要請を重ねておりましたが、結果として49

銭ということで約10分の1で妥結したということです。このことを49銭がどれぐらいの効果があるのかと思ひまして私ちょっと試算してみました。町内の酪農家の1年間の出荷乳量というのは大体200トンぐらいだそうです。それに49銭を掛けてみると、ほぼ10万円程度のアップにしかないというようなことで、やはりこの49銭ないよりはいいんですが数十万円の上昇というのは、かなり酪農家の方は落胆しているのではないかと思います。昨日の農業新聞でも道東の酪農家の方のコメントとして、やはりこの乳価が上がってこないとどうしようもないというふうなことをおっしゃっておりました。さらにもう1点だけ町長にお諮りいただきたいことがあります。日本政策金融公庫という政府系の金融機関があります。ここでセーフティーネット資金というものがあります。これは今回ウクライナの侵攻のことや燃油や物価の高騰ということを含めて5年間無利子、無担保で融資するという特例措置が取られております。これを今回、申請している農家が畜産農家の約2割の方が申請していると農務課に調べていただいた結果出ております。2割の方が申請しているということは、これはかなり緊迫感がある状況だと私は認識しております。ですから何としても私は農協から上がっている1頭あたり2,800円の支援という、このこともしっかりと今後考えていっていただきたい。今やらないと次にいい波が来た時に人がいなくなつては困ります。これ以上、私は酪農、畜産農家がこの町から減っていくことは、どうしても見過ごせませんので、ぜひ町長のご決断をお願いしたいと思います。1頭あたりの定額の補填を検討するかどうか。これを2点目にお聞きしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。農協からの要請は北海道の国の補填金が1頭あたり7,200円、都府県が1万円の補填ということでありました。農協からの要請は1万円にしてくれということで差額の2,800円の支援ということが要望としてきております。これに対しまして、北海道が6,800円ということで1万4,000円になりました。これは農協の要望の1万円を大きく超える結果ということになりましたので、これは要望は実現したというふうに感じております。現在140%という議員のご指摘もございました。いわゆる5,000万の餌代がかかっているところは2,000万増えて7,000万ということになるわけでございます。こうしたことから飼料についてもしっかりと今回対応させていただきたいというふうに思っております。先ほど公共牧場の活用ということもお話しいたしました。実は公共牧場の活用については、コスト低減の効果としまして春から秋まで育成牛1頭あたり計算をしますと14万円のコスト削減できるという試算結果が出されております。これは国、道のこの支援と比べましても決して小さいものではないと、大変大きな効果が現れるというふうに思っておりますので、酪農家の皆さん方には、ぜひ公共牧場をご利用いただき、コストの削減に努めてほしいなというふうに思っております。それから牧草等の良質な粗飼料の確保というのも経営にとっては大きなメリットになります。そうしたことから濃厚飼料、多給型酪農から放牧型酪農という転換も一部進められている状況でございます。こうした酪農家自身がまだ取り組めることがあるということも感じておりますので、そうしたことも含めて総合的に酪農が、これからも経営の維持、発展ができるよう町としても、しっかり考えてまいりたいというふうに思っております。ご理解をいただ

きたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 再々質問をさせていただきます。ただいま町長の答弁から農協から上がってきている2,800円の部分に関しては、北海道が6,800円上乗せしているので合わせて1万円以上に4,000円も超えているので十分だというご答弁でした。ただ北海道は北海道の自分たちの考え方で6,800円付けなければいけない、このような思いで付けていただいていると思います。北海道の趣旨を調べてみますと、子牛の価格下落ということが第1点、また今後、経営環境が回復してきたときの牛群回復、牛を余り減らしてしまっただけではよくないので牛群をしっかりと確保するため、このようなためで1頭あたり6,800円ぐらいは必要だということで補填しております。私は町も町なりに、この今厳しい酪農家の状況を考えると、しっかりと町独自で道がやってるから町はやらなくていいんだということには私はならないと思います。ぜひ町も町の考え方でこの農協から上がっている支援2,800円というものを、しっかりとつけるというような決断は必要だと思います。何と云っても今が1番大変な時です。先日私、農協の幹部の方とお会いしてお話ししてきました。その方のお話を聞きますと、令和4年度から生産抑制体制に入っていますので、生乳に関しては入っていますので、その効果が現れてくるのが令和6年以降に現れてくると、需給バランスが取れて乳価も安定してくるというようなお話でありますので、何としてもこの令和4年、5年を酪農家の皆様方は越えなければいけないんです。ただ先ほどもお話ししたとおりセーフティーネット資金を使用している方が2割もいる。これ本当に深刻な状況です。私は今、財政出動をしっかりと、この方たちを支えなければ自給バランスが取れてくる令和6年度以降、その方たちが欠けてしまったら何の意味もありません。公共牧場も使えないんです。ですから今何とかしっかりとした思い切った財政出動をして、これらの困難の中にある人たちに手を差し伸べていく。このような姿勢が私はせきたな町の姿勢としてあるべき姿だと強く思っております。先ほど飼料価格にまた上乗せをしていただくことも検討されるということをお願いして、まだその上に2,800円も横山は要求するのかわかれるかと思われませんが、私も本当に足繁く酪農家の方たちの皆さんのところに足を運んでおります。その人たちの窮状を聞くと、やはりここは何としてでも町長の決断を求めたいというふうに思います。あまりしつこく言っても仕方ありませんので、そこは高橋町長であるならば、しっかりと考えていただけることを信じたいと思います。これは1点、強く要望しておきます。

もう1点、3番目にありました濃厚飼料のこと、ここだけもう一つ、私は今緊急事態を回避したあと、そのあともやはりこの体質では町の酪農畜産業の発展は成り立たないと思います。飼料の外部依存度をできるだけ下げていくという取り組みが必要だと思います。町長おっしゃるとおり良質な粗飼料生産はまず欠かせません。コスト削減のために公共牧場を使うことも、これも大事な視点だと思います。もう一つ酪農にとっては、濃厚飼料の給与というのでも欠かせませんのでこの濃厚飼料を今後どうやって低コストで生産するかということも非常に大切な視点だと思います。これまで飼料用トウモロコシ、デントコーンですね。デントコーンの栽培がせきたな町では広く行われておりました。ただ新しい機械への投資ですとか、高齢化や雇用力不足の減少で、今町

内の約2割の農家でしか実際デントコーンの栽培ができない状況になっております。デントコーンは非常に酪農家の皆さん良い物だとわかっているんですが、なかなかできない状況にあるということです。このように厳しい情勢が今後長く続くと思われまますから、以前あったこのデントコーンの栽培の取り組みというものをもう一度分析して、どうやったら濃厚飼料の自給率の向上のためにやれるのか、このような研究も私は必要なものだと思います。また子実コーン、実を取るトウモロコシですね。これも2015年に北海道子実コーン生産組合というものが立ち上がっております。このような新しい濃厚飼料の研究ということも片方で必要になってくると思います。これはまだ栽培方法ですとか、機械への投資など解決しなければいけない課題もたくさんあるのでかなり挑戦的な取り組みになると思いますが、この子実コーンというのは膨大な需要があります。また遊休地の防止、飼料の安定供給などといったメリットもたくさん紹介されておりますので、このようなデントコーンの再考、また子実コーンの新しい研究、このような濃厚飼料もしっかりと今後研究していく必要があると思います。未来に今後展望を見いだせるような十分な支援を要請するとともに、その先を超えた飼料自給率の向上のための研究が私は必要となってくると思いますが、町長はどうお考えになるかお聞きしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。今回この価格高騰対策ということで農協から2点要望が上がっております。1つは、先ほど議員言われましたように、経産牛1頭あたり北海道と府県の差額2,800円というこの補填、それからもう一つは、飼料高騰対策に対する補填の引上げの要望、この2つが上がっております。北海道と都府県の差額の補填につきましては、これは先ほどご説明いたしましたように農協からは1万円にしてくれという強い要望でございました。これはご承知のように北海道が補填をして1万4,000円になったということで要望はクリアされたというふうに思っております。次の飼料高騰対策の補填の引上げの要望、これは国、道はやっておりませんので、これは町でしっかり対応しなければならないというふうに考えているところでございます。いずれにしましても、こうした大変厳しい状況の中で酪農畜産の経営の維持ということは、町も農協も力を合わせて考えていかなければならないものというふうに考えております。それから濃厚飼料の生産の関係ですが、これは議員言われているとおり濃厚飼料というのは原料は穀物ということで子実用の穀類の生産、これは現状いろいろ課題はあるというふうに思っておりますが、しかし長期的な観点からいうと、これは輸入穀物を減らすと、自給率を高めるという方向で進めていかなければならないものと認識をしているところでございます。いろいろな課題につきましては、これから国や道、あるいは試験研究機関などもしっかり連携をしながら、せたま町でどういった取り組みができるのか、今既に飼料用米の生産が拡大傾向にありますので、そういったことも含めて、これは酪農家ばかりでなくて子牛農家についても、こうしたことをしっかりと取り組めるようにということも考えていかなければならないという認識でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて9番、石原広務議員。

○9番（石原広務君） 漁業振興策についてと以下3点について町長に一般質問させていただき

ます。

今までの漁業チャレンジ事業の成果と前浜における漁業振興の上で、その効果をどのように捉えているかお知らせください。

ふるさと納税に対しての返礼品いい物を作るとしていましたが、どのような取り組みをしてきたのか海産物に限定し、その内容と町長としての見解を伺います。

新たな使い勝手が良いバージョンアップしたチャレンジ事業の取り組みをするべきと思いますが、町長の考え方を示してください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の漁業チャレンジ事業につきましては、漁業規模拡大やコスト低減など、概ね漁業経営基盤の強化が図られた一方、多くの漁業者が船外機の購入となっており、事業目的であります漁業生産額向上に直接結びついていない状況であったと認識しております。

2点目のご質問にお答えします。ふるさと納税については、町にとって貴重な自主財源であり、ふるさと納税が増えることは返礼品を取り扱っている町内業者の売上げ向上に繋がることで、町の経済に好循環をもたらすものと考えるところであります。現在、町ではふるさと納税を増やす方策として、ふるさと納税に係るポータルサイトの追加や寄附をしていただくお客様に対し、ポータルサイト上で返礼品の良さを伝える工夫などに加え、各地の各イベントに参加する際に積極的な宣伝活動を行った結果、本年11月末現在の寄附額は前年度に比べ98%増の1億3,541万4,000円となっております。またこのことについては、日頃から返礼品を取り扱う各業者の協力と努力の賜物と感謝申し上げますところあります。ご質問でございます海産物に係る返礼品のいい物を作るとした取り組みで言えば、当町の返礼品の90%以上は海産物となっております、私が考えるいい物とは、お客様にとって魅力ある物であり、当町の返礼品は他の自治体と比べても見劣りすることはないと考えています。前年より寄附額が増えたということは、各種の取り組みと返礼品取扱業者の努力により、その魅力を伝えることができたと考えるところであります。現在、新たな取り組みでは、大成養殖部会で海面養殖試験を実施しているトラウトサーモンについて新しい返礼品にするべく検討しているところでございます。また本年10月1日より地域おこし協力隊が着任し、ふるさと納税を活動内容として各事業所と連携を図る業務に取り組んでおります。新年度はまちづくり推進課にふるさと納税係を新設し、さらなるふるさと納税に係る業務の推進に努めてまいります。

3点目のご質問については、1点目の答弁のとおり残念ながら漁業生産額が向上したとは考えにくい状況も見受けられました。このようなことから漁業生産額の向上を図るため、漁業者の要望を受けトラウトサーモンの海面養殖試験事業を行っているところであります。いずれにしましても漁業振興策については、生産者の所得が向上していく政策を1年を掛けて漁協、生産部会等とよく相談し新たな取り組みを考えてまいりたいと考えております。ご理解をいただきます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） それでは再質問させていただきます。これは平成30年これ議会事務局

から会議録を取り寄せたんですけど、そのときに私チャレンジ事業について質問させていただいてるんです。町長そのときの答弁で、1つの事業がいつまでも継続することということではなく、さらにバージョンアップをしながら一次産業の従事者の皆さんの経営意欲というものをしっかり出せるような、そうした施策が必要だというふうに考えている。先ほどの答弁では残念ながらという言葉が、まさか町長から出ると思わなかったんです。というのは3つ目にお伺いしたバージョンアップしたチャレンジ事業、この前に使い勝手が良い、これを付けたんですけど、これ確か菅原副議長も一般質問に合わせて取り上げたと思うんです。これで漁業者の生の声、町長、伺ったことないですか。チャレンジ事業やっていただくのはありがたいけど、とりあえず漁も少なく、財布事情も厳しいんだと。そんな数百も取り組めるんじゃないんだけど、でも持ち出しを先にしなきゃない。そういったところも何とか町長考え直してくれないかなっていう声があるんです。実際に。町長のお耳にもおそらく聞こえていると思うんです。そういった要望に応じて一次産業は大事だと再三にわたって町長は考え示してるんですから、そういったちょっとした、でも漁業者にとっては大変深刻な問題なんです。そういった意味で使い勝手のいいバージョンアップしたそういったチャレンジ事業、要は一次産業に対して本当に町長として政策を再度打ち直していただきたい。そういう思いで使い勝手が良いバージョンアップしたチャレンジ事業、再度、施策として出してくださいということでの質問なんです。先ほどこれ榊田議員もトラウトサーモンについて限定した一般質問して、私の一般質問にもそのトラウトサーモン事業というのが出てきたので再質問に私も出さざるを得ないんです。以前に私に対して、残念ながら石原議員はこの事業に反対のお考えですと言ったことがありますよね。今でもうなずいてますけど、それ全く違いますからね町長。榊田議員の質問に対して確かにそうなんです、確かに今3年間の試験事業なんです。先ほど事業として展開できるかどうか、その試験なんだと。これちょっと町民含めて養殖部会の方々も、そういったことはおそらく町長との協議の中で再度認識をせざるを得ない、そういった協議の中で町長から考えは示されてると思うんです。でも町長、これ確かに試験事業です。昨年の新年交礼会、町長皆さんの前で、今町はトラウトサーモン試験事業に取り組んでます。そういった言葉を聞いたら町民どう思いますか。ましてやこれ5期目のときの執行方針ですか。そこにも1丁目1番地、目玉に上げてこのトラウトサーモン事業、執行方針で町長言葉にしたんですよ。今榊田議員から言われて、3年間の試験だから3年間の間に事業として展開できるかどうか、その試験なんだと。これ4年目以降きちんと考えを示してないじゃないですか。話戻ります。私に対して単純に反対だというふうに言いましたけど、これ今苦慮する、4年目以降がきちんと展開できない、町長、副町長に相談はあとでなさってください。町長、計画の段階で、こういった不安視をされるような計画を町長が容認した。これそういった計画なんです。ご自覚ありませんか。確かに取り組んでる方々、本当に苦勞してます。今日だってこの吹雪の中、昨日の地吹雪を含めて、ホワイトアウトの中、餌やりに行っているんです。事業として展開できるか判断するための試験だと、町長もう1年過ぎてるんです。何が問題で、何が不足か前回の定例会の時に増養殖推進室、今の段階でそういった考えはないというふうに町長答弁されましたけど、そういったもろもろ含めて課題は既にわかってるじゃないですか町長、1丁目1番地に上げたんですよこの

トラウトサーモン事業、今日の政報告だってあるじゃないですか。漁業経営の安定化に向けたトラウトサーモン海面養殖試験事業ですよ。漁業経営の安定化ですよ。時によってはこんな言葉使って、さっき柘田議員、地元の多分これ漁業者から懇願されてると思うんです。それで今一般質問したのに、今3年の試験事業で事業化できるかどうかの試験であって、そのあとの前向きな答弁ないんです。町長、失礼な言い方かもしれないんですけど、町長宣伝材料に使ってませんか。それを否定するんだったら、きちんと問題解決に向けて協議し、内部で検討し、この行政報告にあるように、今後においてもこれら漁業収入の基盤となる重要な資源の安定化を図るべく、令和5年度へ向け引き続き各種事業やこのあと種苗センターを活用した事業検討してる、各種事業を検討してるんです。確かに5年です。令和5年に向けてとなってますが、これ町長、1丁目1番地に上げて町民に対してトラウトサーモン試験やってます、やります。これも未来永劫町の基幹産業の事業として継続するものだって捉えてますよ町民皆さんが。いろいろそれは話題になってますよ。でもその話題の中に課題や問題点があるんだったら、町長自ら1丁目1番地に上げたトラウトサーモン事業です。町長として責任を持って課題、問題、要望に応える。ついでで申し訳ないですけど、やはり増養殖推進室これは立ち上げていただきたい。これは今日の一般質問と違いますけど。そういったもろもろ含めてヒートアップしてしまいましたが、使い勝手のいい更なるバージョンアップしたチャレンジ事業ぜひ展開していただきたい。ここについて再度ご答弁いただきたい。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず漁業振興につきましては様々な事業を展開しているところであります。種苗の放流事業、これはウニ、ナマコ、あるいはまたサケ、さらにニシンであるとかいろいろとやっているところでございます。こうした成果はしっかりと現れているというふうに感じております。お尋ねのチャレンジ事業であります。このチャレンジ事業というのは、新たな発想で挑戦をして水揚げ増、あるいは漁業所得の向上を狙うという性質の事業であります。したがってそういった取り組みをされる漁業者にとって使い勝手のよい事業を作らなければならないというふうに考えております。しかし漁協におきましても、組合におきましても、まだ新しいこの事業、これを何をするのかということについての協議がまだ整っていないということもございまして、漁業者の意向も聞きながらしっかりと制度設計を進めてまいりたいというふうに考えております。トラウトサーモンの話も出てきました。これトラウトサーモンにつきましては、議員は、私の記憶では反対というふうなことを意思表示されたというふうに記憶しているところでございます。しかしこれも新しい漁業ということではしっかりと町としては試験事業に取り組んでいるところでございます。試験事業というのは、基本的に必ずこれが成功するというものではございません。試験事業というのは、その試験を通して、これが実際に漁業者が取り組んでいけるかどうかということも考えるものでございます。実際にトラウトサーモンにつきましては、既にもう事業化をして取り組まれているというところがございます。ですから私としては決して不可能なことではないというふうには思っておりますが、ただやはり海の条件、あるいは海水温の問題、様々なやってみなければわからない、試験をしてみなければわからないものというのものもあるわけでご

ざいますので、こうしたことを試験をしながら実際にせたなの前浜でできるのかどうかということとで今、真剣に漁業者の皆さんも汗を流して取り組んでいるという状況にあるわけでございます。したがって、それが業者の皆さんがよしこれでやれるということであれば、次は事業化に向けて様々な事業の導入をしながらしっかり支えていきたいというふうに考えているところでございまして、誤解をしないようにしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 町長の記憶に対して私の記憶も今述べさせていただきます。その時の要は総予算、トラウトサーモンに反対じゃなくて、その理由はいろいろ浮かぶんですけど、再三にわたって反対討論されてる、この石原議員このやろうっていう町長思いあると思うんです。その時の全体の予算には反対しました間違いなく。もう賛成した記憶がないんで多分反対してるんです。でね町長トラウトサーモンに関しては3年の試験事業です。その事業計画そのものが、もうこれ不備があるなというのがあったから、町が、町長が、要は八雲のまねをなささいということではなかったんです。町も一緒になって町の事業として展開していただきたい。いや確かに担当課は苦勞すると思うんです。いやそのあとも苦勞してるんです正直言いますと。そういったことで質疑させていただいたんです。私のは町長以上に複雑かもしれませんが、単純に試験事業に反対したろう石原議員っていうことではなくて、漁業者のために町長自らきちんと出向いて、1年やってるんですから、もう課題や問題点、気づいてるはずなんです。要望も既に出てるんです。その要望に応えるには何をしたらいいのか。きちんと伝えるべきじゃないですか。今日のチャレンジ事業、これからちょっとずれてしまいましたけど、今漁協のほう、ひやま漁協からそういった要望も含めてまだ整理がつかないと。だから推進室なんですよ町長しつこいようですが、そういったことを協議して町としてこれができる、前浜にはこういう可能性がある。こういうことを手がけたいと、漁業者はどうですか。町長から提案して、それに対して施策として打ち出して、漁業者がそれだったら取り組んでみようかという意気込みが持てるような形でぜひ取り組んでいただきたい。これが使い勝手がいいバージョンアップしたチャレンジ事業、これが合致しないのであれば、また別な形で新年度に向けて町長の政策として打ち出していただきたい。これを強く要望して質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まず整理をさせていただきたいというふうに思いますが、この漁業興策、今いろいろ町は大きな予算を入れて取り組んでおります。それとこの新たな事業の展開を目指してトラウトサーモンの試験をやっておりますが、これと分けて考えていただきたいと。トラウトサーモン等の新しい取組については、これはいわゆるチャレンジと、新しい挑戦ということでございますので、そういう認識をしていただければというふうに思います。議員もご承知のように新しいものに取り組むということは、そんなに簡単なものではございません。これ漁業者の皆さんが本当に真剣に取り組んでいただいているところでございます。そうした試験の結果、これはしっかり検証させていただきながら漁業者自身が、よしこれでいけるなど

いづひそういう結果になっていただければというふうに思います。いろいろ町が先行していろいろなものに取り組んだほうがいいよということでの意見でございましたが、こうしたこの取り組みにつきましては、必ずしもトップダウンがいいというふうには私たちは考えておりません。やはり生産者、漁業者がこういうことをやりたい。こうした取り組みを新しく挑戦してみたいというボトムアップというものがなければ、なかなかこういった部分は成功を見ないというのが、これまでの例、旧町時代にもいろいろ取り組みがありました。しかし残念ながらそれが成就しないということからしても、やはりこういったものが慎重に漁業者のご意見も頂戴しながら、また漁協の方向というものも考えながら慎重に進めていかなければならないということでもありますので、こうした試験をしっかりとやっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） これより25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） 議長の許可がございましたので、一次産業の振興についてということで町長に考え方を伺います。

農業、漁業、林業など一次産業の振興については、官民一体となって進めていかなければならないと思っております。そのためには平成29年から3年間実施された各種チャレンジ事業をもう一度、政策として実行していただきたいと思っております。肥料、飼料、燃油、資材の高騰など一次産業を取り巻く環境は著しく悪化しています。生産者の不安を少しでも払拭し、経営の継続的持続化の推進を図るために町として最大の力添えをお願いします。農業では水田活用の直接支払い交付金の内容について、来年の春までに各種決定されてくると思いますが、現状の農業経営の不安を示している仲間が多く、休耕田については畑地化を進める活用も示され、新しい農業経営が求められています。その中では新作物の導入や機械の導入、基盤整備などが考えられます。漁業で、漁獲量が下がり、当然収入も減少していると思います。水温の変化などの対応も必要になり、魚種が変わればそれなりの経費がかかり経営を圧迫します。今まで行っているウニ、ナマコの水揚げを増やすとともに、ホタテ、トラウトサーモンの順調な生育に期待します。今後、サケ定置の水揚げも期待し支援していただきたいと思っております。

町長の考え方を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 橋本議員のご質問にお答えします。

平成29年度から3カ年で実施いたしましたチャレンジ等支援事業につきまして以前もお答えしましたとおり、本事業の趣旨でありますコスト削減や所得向上のための規模拡大など、概ね経営の

基盤の強化が図られたものと認識しております。しかしながら現在、肥料、飼料や資材の高騰、生産物価格の低下により農漁業経営が苦しい状況において、町事業や国、道の支援により経営の立て直しが最優先となっており、新たな投資には生産者並びに農協、漁協ともに慎重な構えであります。そうしたことから関係団体からはチャレンジではなくて資材高騰対策と農協合併に係る支援が、こうしたことが必要と強い要望として上がってきております。現在農業においては、本年度末に策定の町農業振興ビジョン並びにまもなく合併を行う農協においては令和6年4月に第7次地域農業振興計画、中期経営計画の策定が予定されています。また漁業においても、所得向上などに向けての増産の取り組みや現在実証中のトラウトサーモン海面養殖試験など新たな取り組みを行っているところであります。このようなことから、それらの計画や取り組みを元に橋本議員のご意見も参考にしながら農、漁業振興事業の制度設計を進めてまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 町長どうもありがとうございました。再質問をしないと思っていたんですけども、1点だけ再質問しておきます。昨日、農協に行ったらチャレンジ事業はそれなりの効果がありましたよということで、センター長からお話をいただいております。その上に今後としては、コントラクター事業、地域集団農業、それと就農支援事業、それと先ほど横山議員から言われてました完全混合飼料ということで、専門用語では低TMRという事業があります。そういうものを国、道の事業を使ってやりたいと。その額がやっぱり大きいんです億の事業になってきますので、2分の1にしても3分の1にしても、結果的には負担金が自己負担ということになります。それについて少しでも手助けをするためには、その5分の1なり、6分の1なり残金に対しての補助金も必要になってくると思いますけれども、今後の目標としてはそういうことが必要になってきます。結果的に担い手の確保、経営強化支援事業等、問題になってましたクラスター事業に対しましても今後は額が大きいんです。ので町の補助も幾らかでもあれば、それは手厚く助かると思います。そういうことで町長の考え方をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの答弁で今こうした大変な状況を何とか総力を結集して乗り越えるという時期であるということで、今新たな投資をする時期ではないというふうな農協の考えでございました。ご理解をいただきありがとうございます。こうした中で、いずれにしましても将来こうした厳しい環境を乗り越えるための新たな事業展開というものがいろいろと計画されているというこの質問でございました。そうした状況の中では、これは将来のせたな町の農業の経営の維持、あるいは発展という観点からそうした新しい取組を農業者の皆さんの新しい取組をしっかり支援していかなければならないというふうに考えているところでございます。そういう意味からも、これから今策定しております農業振興ビジョンであるとか、農協が策定いたします農業振興計画、こうした計画をしっかり押さえて農協、農家の皆さんとともに新たなチャレンジとしてまとめていきたいというふうに考えているところでございます。ご理解をいただきます。

○議長（真柄克紀君） それではこれで橋本議員の一般質問を終わります。

続いて10番、平澤等議員。

○10番（平澤 等君） ただいま議長より発言の許可がございましたので、私は先に通告してあった2問について町長にお伺いしたいと思います。

第1問目でございます。電話による特殊詐欺被害防止対策についてということでございます。町長にお伺いたします。昨今、特殊詐欺被害が相次いでおり、過日の道新報道によると全道で11億9,000万円に及ぶ被害が発生していると報道がありました。また、せたな警察署の資料によりますと、令和4年11月末で函館方面管内で2億5,000万円の被害額となっており、被害者の8割は65歳以上の高齢者で固定電話を利用した架空料金請求詐欺、還付金詐欺、キャッシュカード詐欺などが大半を占めており被害額は増加傾向となっております。卑劣な手段で高齢者等を陥れる特殊詐欺は固定電話の対応が原点となります。町民、特に高齢者の安全、安心と財産を守るため迷惑電話の対策機能付電話機が極めて有効とされております。このことについては全道で14市町村が既に実施され、道南地区においても、北斗市や今金町も既に購入費用の補助制度を実施しております。せたな町も早急に対応、整備すべきと考えますが町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員のご質問にお答えをいたします。

特殊詐欺による被害につきましては、年々多様化しており、連日のように被害状況などが報道されております。議員おっしゃるとおり道警函館方面本部管内の今年1月から11月までの特殊詐欺による被害額は、約2億5,000万円となっており深刻な状況となっております。当町におきましては、これらの特殊詐欺を未然に防止するため、町内等において特殊詐欺の予兆がある際にはせたな警察署と連携し防災無線で速やかに周知を行っているところです。しかし今後において益々巧妙化する特殊詐欺を防止する上で、議員のご指摘する迷惑電話対策機能付電話機については、警察署の調査においても抑止力について効果が期待できるという見解であることから導入補助について前向きに検討してまいります。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。

町長今前向きに検討させていただくと、非常に良く取ればいいんですけども、過去の例をとりますと前向きに検討というのは、いろいろな含みがあるという言葉なので、私はもう一押しさせていただきますと思います。先日、警察のほうに行って生活安全課の方に詳しくお話をし、立派な資料もこのように作っていただきました。中身については、多分町のほうももう既に入手のことだと思いますけども、せたな警察署管内においても、過去、令和2年には2,700万近くの被害があり、令和3年度は130万、令和4年度はまだ集計できてございませんが、それぞれ被害があると。そしてまた各町民からは、毎年20件以上の不審電話、もしくは未遂、予兆そういったものの電話が警察に届けられて非常に今大きな被害が心配される、そういった高齢者の中にある。この事案を私の一般質問の最初の中に特に強く書けばよかったんですが、町民の財産を守る、そして安全な町にするという点からいけば、先ほど町長が申されましたように手口が非常

に巧妙化してきてるといふうなことでございます。そういった点について今既に導入されている電話、私の知ってる範囲でも固定電話にかけると録音させていただきますと、事によっては警察に通報しますということになりますとかなりの抑止力があると。これについてはね町長、やはり今1人である世帯、相談する人がいない、そういったところについては不審な電話が来て、また話術巧みにされると、どうしてもそれに誘導されてしまうことあるんです。そういった点について、これは隣の町もしてるっていふうなことをあえて書いたんですが、やはりせたな町としても前向きにやりますから、実施に向けてやります、また予算づけをしていくというふうなそういった念押しをしていただいて、また内容等のいろいろな資料等については、せたな警察の方から詳しい電話機の種類とか費用の額とか出しています。そういったものについて予算額の設定もあると思うんですけども、そういった点も含めて、そういう対応するというふうなことで事業に折り込むというふうな形にしていただければ、やはり町民の方は新年度については、町側もそういった特殊詐欺について腰を上げてくれたというふうなことになるれば、かなり皆さんも安心、安全に繋がるのではないかと思いますので、町長のもう一声の押しをお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。議員のご意見も十分伺いました。高齢者の安心に向けてしっかり取り組んでまいります。

○議長（真柄克紀君） それでは2問目の質問に入ります。

平澤等議員。

○10番（平澤 等君） 2問目に入る前に再々質問はございませんけども、改めて強く町側に要請しておくことを言っておきます。

それでは2問目に入ります。带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてということでございます。带状疱疹は水痘、带状疱疹ウイルスによって皮膚の痛みや発疹などが起こる病気であり、加齢に伴う免疫力の低下となる概ね50歳以上の3人に1人の割合で発症するとの資料がございます。症状は身体の左右のどちらかの神経系に沿って帯状に現れる発疹で、強い痛み、痒み、違和感があり、頭部に発症の場合は、失明、顔面麻痺、難聴に及ぶとされており、色素沈着や傷跡が残る後遺症も心配される病気でございます。発症予防としては、带状疱疹ワクチンが有効とされており、発症抑制や発症した場合の症状を軽くする効果があるとされております。現在ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり1回及び2回の接種となっております。すでにワクチン接種補助事業を実施している今金町の情報によると費用は約8,640円から4万4,000円と高額になっており、今金町の補助率が45%から47%、金額で4,000円から2万円と設定されております。檜山管内では、上ノ国町もワクチン補助を実施しており、当せたな町も即対応すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目の質問にお答えをいたします。

現在、带状疱疹ワクチンは50歳以上を対象に生ワクチンと不活化ワクチンの2種類が承認されております。任意接種として受けることが可能です。議員のおっしゃるとおり带状疱疹は80

歳までに3人に1人が経験すると推定されており、高齢になるにつれて後遺症の罹患率が高くなります。当町は高齢化率が高いため、带状疱疹の予防及び罹患後の重症化や後遺症予防が必要と考えます。令和5年度に向けて带状疱疹ワクチン接種の費用助成を前向きに検討していきたいというふうに思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 平澤等議員。

○10番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。先ほどの話の追加になりますけども、今回の带状疱疹ワクチン接種についても、私が引き合いに出してる隣の町、今金町で既に実施されてるっていうようなことで、このことについては町側も重く受け止めていただきたいし、これは聞くとところによると今金においては町長が自ら肝煎りで実施を要請し、それを今年度から期中であるけども実施したということで、それなりの緊迫感を持った中で、町民に対し带状疱疹に対してはワクチン効果が非常に大きいというふうなことからそれを実施していくと。費用についても、ある程度の補正を組んできたけども思った以上にたくさんの方の申込みがあって、更なる補正をするという中で皆さんの関心の度が強かったというふうなことでございます。うちの町においても、やはり町長自らいつも言ってるように、町民の健康、安全の管理についてしっかりしていくという点から、このことについては、やはり先ほどの一つ前の質問も同じですが、検討するということと、実施するという形の中で、それを確約していただければいいなど。そしてまた、やはり町村の中で別に比較するわけじゃないんですけども、隣の町でできてうちの町でできないことがあるのかなっていう形で疑問あります。だから当然町長はその分考えていて、前向き、実施する方向で検討するというふうな答えになるかと思っておりますけども、このことについて更なる町長のお考えを伺いたいと思います。ちなみにこのワクチンについては、北海道でも14市町村が既に実施しております。それで実施した額、やり方、先ほど私1回目の質問で言いましたけども、金額に8,640円から4万4,000円、これは2つのワクチンの物によって違うと。ただ8,640円のほうは抑止力が約6割、そしてまた4万4,000円のほうは約9割その抑止力があるということで、それはそれぞれ接種される方の選択となっております。そういった中で、やはり高額となっているという点から満額助成とはいきませんが、今金町の例は先ほど45%から47%の補助があって皆さんに出したところ、そういった経過があるということでございます。やはりそういった点から町のほうも、せとな町においても、このことについてしっかり整えた中で4年度に、今もう新年度に入りますけども、新年度事業の中に、この事業を繰り込んでいただきたいと思いますし、この50歳以上というのは、それぞれ体力が弱まってきてる方に対して発症すると非常に辛いものがございます。そういった点からも、これについてはぜひ実施するというふうなことで、先ほどの質問と重なりますけども町側の強い意志を示していただきたい、このようにお願いいたします。町長のさらなる前向きな意見をお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 带状疱疹ワクチンにつきましては、まだ北海道でも、全国でも取組数が少ない状況でございます。せとな町といたしましては、こうした先進事例なども十分参考にさせていただきまして、せとな町に合う方法で実施してまいりたいと。検討してまいりたいというふ

うに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） これで平澤議員の一般質問を終わります。

若干早いですけれども、ただいまより1時まで昼食休憩といたします。

1時にご参集ください。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長に一般質問を行います。まず最初に漁業振興について伺います。

①瀬棚港上架施設は、平成6年に建設し、運転が開始されて以来28年が経過しました。維持管理状況と施設更新に関する町長の所見を伺います。

②ひやま漁協瀬棚支所根付け部会が行う令和5年度のエゾバフンウニ種苗放流事業に対する支援策について、町長の考え方を伺います。

③令和5年度における北海道海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の確保と海岸漂着流木除去業務の推進に関する基本方針を明らかにしてください。

④本年度のせたな町密漁防止対策協議会の開催内容について伺います。併せて総会議案の写しの提出と、6月議会で私が提起した密漁防止対策に係わる7点の問題提起について協議会でどのように審議されたのか伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員のご質問にお答えします。

1点目の上架施設の維持管理状況につきましては、施設管理業務や保守点検業務、その他維持管理に係る費用を予算措置して対応しております。また保守点検結果等に基づき適切に維持補修工事などを行って長寿命化を図っておりますので、施設更新につきましては、当面必要ないと考えております。

2点目のウニについては、水揚げ金額が上位に位置するなど貴重な水産資源と認識しております。その90%以上がキタムラサキウニとなっております。議員ご指摘のエゾバフンウニに対する支援については、海洋環境の変化から漁獲の年変動が激しく高水温期には斃死するリスクも大きいこともあって、町は補助事業を廃止した経過はありますが、漁業振興のために使ってくださいと寄附された方がおりますので、ご意向を尊重して前向きに検討したいと考えております。

3点目ですが、これは北海道が海岸管理者でございます。令和5年度における北海道海岸漂着物推進対策事業につきましては、すでに北海道に事業要望しております。今後とも海岸漂着物の状況を見ながら継続的に海岸管理者である北海道へ要望してまいりたいと考えております。

4点目ですが、せたな町密漁防止対策協議会につきましては、1月16日開催予定です。協議会の写し等につきましては、終了後お渡しできるものと考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。上架施設の耐用年数は17年であります。既に11年オーバーした上、部品の取替えについても古いものが用意できなくなる心配もございます。そうした点から更新の検討を提起いたしたいと思っております。特に11月11日にひやま漁協瀬棚支所定置部会の場面に副町長も出席しておられましたので、当時のやりとりは詳細ご承知のとおりかと思いますが、上架できない船があるということがございまして。ここは20トン未満という基準でありますけれども、江差港のほうに上架する船も出ているわけであります。そうした点から検討を要請する要望が出ておりますので十分検討をされるように提言をいたします。併せて上架施設の効率的な運用の面から廃船に等しい状況の船も長期間放置されている状況がございまして。これにつきましても町内の船主のものと思われるものだけではなくて、町外の船主のものと思われるものもございまして。これらについて適切な対策を取る必要があると考えますので、改めて町長の見解を伺っておきたいと思っております。

次に②であります。前向きに検討したいという答弁でありました。平澤議員でないですけども、検討した結果ダメよということもあるわけですが、これは町長ぜひ手をつけてください。中身を申し上げておきます。バフンウニにつきましては、これまで手をつけないという方向で進められていたことは事実なんです。しかし根強い組合員の要望がありまして、いよいよ手をつけるということに根付部会で結論が出ました。生息も可能だという地区がはっきりありますので、やろうじゃないかということなんです。申し上げるまでもなくムラサキウニよりもバフンウニのほうが単価が高く非常に高収入という優位性がございまして。特に来年の放流を目指して既に知内漁協から20万粒、買い付けをするという誓約が成立しております。値段で言いますと200万いうことでありますが、こうした事実の上に立ってゼロ回答ではなくて、町も養殖事業に力を入れてるということをおっしゃっているわけでありまして、応分の支援を求めたいと思っております。町長、組合から直接要請を受けてますでしょ。町長と交渉したという報告を私聞いてるんですが、その時の町長の反応どうでしたかって聞きますと、うーんという返事ですよ。それで私は一般質問でよく町長の思慮を確かめてみましょうということになっておりますので、ゼロ回答ではなくて行政としても、それとしての支援をぜひお示し願いたいと思っております。

それから3つ目であります。経過がありますので少し触れておきたいと思うんです。8月25日に朝9時から異例の臨時会を招集いたしまして急遽の予算付けがあつて、9月上旬に流木撤去作業が行われました。これは漁業者も大変感謝しております。しかし町長、問題はこれで片付いてるじゃないんです。実は今回の定置漁の最中に全7か所中4箇所定の定置網で、大なり小なりの流木被害があつたんです。夜遅くなるまで頑張って修復したと。修理をしたというところもあります。そういうことも踏まえて、先日、北海道新聞でも報道されましたように11月14日から17日まで中身は3日間ありますけれども、定置部会が呼びかけをいたしまして連日約60人が参加して、150トンの流木を集めました。これにつきましては、担当課のほうもいろいろ

お手配をいただいて感謝しているところでありますけれども、150トンですよ町長。ですから町長もおっしゃってましたように、これは本来行政責任、特に北海道の責任で片付けるというのが法律上の責任になってるわけです。特にせたな町は全長76キロメートルという非常に長い海岸線でありますから、それにふさわしいだけの予算をしっかりと確保して対応をお願いしたいというのが漁業者の要望であります。来年はどの程度までの予算を要請しているのか具体的な説明を求めたいと思います。

次に4つ目でありますけれども、1月16日ということですね。そのときまでに一つ私が提起いたしました密漁防止対策に関わる7点の問題提起について、十分漁業者、本署、警察も含めたご検討をいただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず1点目の上架施設の関係でございますが、これは建設後、平成16年に建設しておりますので相当経っております。建設事業費につきましては1億7,000万ということでございますから、今度、施設整備を更新するときには相当な金額がかかるだろうというふうに思っております、できるだけ大切に延命をしまいたいというふうに考えているところでございます。

2番目、試験的に

○議長（真柄克紀君） 町長その前に廃船の考え。

○町長（高橋貞光君） 失礼しました。放置されてる船がございます。これらにつきましては、現在、使用料の徴収に努めておりますし、またこの廃船の処理という部分にも、今手を付けているところでございます。

2点目です。ひやま漁協のバフンウニの関係ですが、これは要請を受けております。これまで高水温時に斃死をするということがございまして、なかなか成績としては上がっていないという状況がございました。今回、試験的にこの実施をしながら水揚げの状況を確認してみたいというふうに考えております。

3点目数ですが、議員おっしゃるとおりでございます、引き続きしっかり北海道に要望をさせていただいているところでございます。

4点目につきましては、1月16日に予定しておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問で質問してもいいんですが、むしろ答弁漏れということで、この場から再答弁を促しておきます。よろしいですか。

○議長（真柄克紀君） はいどうぞ。

○11番（菅原義幸君） ②につきましては、支援する意思があるのかなのか、この点をしっかりご答弁いただきたいと思うんです。その際、支援するとすれば具体的にどのような予算計上を考えているのか。ここの答弁を促しておきたいと思っております。

それから③でありますけれども事業要望していることはいいんですが、予算幾らですか聞いてるんです簡単に言いますと。そこが答弁漏れでありますから、まず再質問の答弁漏れとして伺っておきたいと思えます。その上で①については、再々質問やりますから。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ②のウニの関係でございますが、これは先ほど言いましたように高水温に弱いという特徴がありますので、こういったことで放流は止めておりましたけれども、漁業者からの要望もあるということなどから、試験的に支援をしながら水揚げ状況を確認してまいりたいというふうに思っております。予算はこれからでありますからしっかり対応してまいりたい。

それから3番目の海岸漂着物の関係でございますが、これは海岸管理は北海道でありますから、北海道に漂着物の除去業務等はしっかりやってくれというお願いをしているところでございまして、この予算につきましては、北海道が自分で計算をすると、そして予算化をするということになろうかと思えます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長この2番目のバフンウニの1回目の答弁で漁業振興に対するそういうことの意向も尊重しながら前向きに検討するという答弁1回目してます。ということは、実質的な形で作業をしてもらえるのかという形の質問だと思いますので、それについて可能であればその辺、具体的に予算措置も含めて考えているような形で答弁すべきだと私は思いますが。

○町長（高橋貞光君） 予算も当然考えてしっかりやってまいりたいというふうに思ってます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） まず①であります。手数料これ取ってますか。廃船状態で長年放置されている漁船から手数料を取ってますか。私は取ってないと思えますよ。さっき町外というふうに申し上げましたが、私の調査では町内の物もあります。町外の物については、多分江差だと思いますよ。そその船から取ってますか。取ってないだろうと思うから廃船状況じゃないかって言ってるんです。いい加減な答弁しないでしっかり事実に基づいた回答をお願いしたいと思います。

それから2点目であります。支援するということで話を承りましたが、これは根付部会でかなり力を入れて頑張るって言ってますから、当初の計画では40万粒、400万という予算で実際に知内の組合と交渉したんです。ところがいろいろ事情があって20万粒で手を打ってくれと、我慢してくれということになって20万粒にしました。漁業者は何度も議論をして相当な熱意を持って頑張っていこうというふうになってますから、どうなるかわからんけどもちょっと応援しましょうっていう程度の話ではなくて町長自身もしっかり腰を据えて、このバフンウニが上がりになると状況変わりますから、そここのところを強調しておきたいと思うんです。それで漁業者はいったい町長はどれくらい応援してくれるんだろうかという具体的な回答を求めているんです。今予算編成の最中ですからここで数字を出せないということであるならば、それは引き下がらざるを得ませんが、早い時期にどれくらいの支援をするのか具体的な数字、構想が固まりましたら予算議決になるのは来年の3月議会ではありますけれども、その予算の組み方の問題としてこういうふうに考えているよという情報を提供していただきたいというふうに思えます。これ町長回

答してください。

それから③ですけれども、どうもわかったようなわかんないような答弁なんですよ。しっかり答えてほしいっていうのはこういうことなんです。道が流木撤去作業をやるんですか。北海道がやるんですか。檜山振興局が発注して檜山振興局の業務として撤去作業やるんですか。今年の場合は道の補助金をもらって、せたな町のプロパーも上乘せしてせたな町が発注したんです。先ほどの町長の答弁どおりということになりますと、道の発注で、道の責任で進めるということなんです。そうであれば具体的にどのような予算の規模の作業を町として来年度に向けて要望しているのか。その要望の根拠になる積算数字を伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは放置されている漁船等についての質問ですが、上げる時に手数料は徴収していると。で下げる時に同様の手数料を徴収するという事になっておりますが、これが未収という状況がございます。船の持ち主には、このことを担当としては確認済みであるということでございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、さっきのあれはその廃船になつてゐるものに対しての手数料も取つてゐるかどうかという話であつて、これは使つてゐる人が払つてゐないという話と違ふと思ふんですけど、その辺はどういうふう整理されているのか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今の上げてゐる船につきましては、使用料はもらつてゐるということでございます。それで1件だけ未収があるというふうになつてゐるそうです。廃船の船は、これは廃船か廃船でないかというのは船主が判断することございまして、その廃船という、この船の申出はないということでございます。

○議長（真柄克紀君） 漂着物とウニの件で3回目の答弁。

○町長（高橋貞光君） それからもう一つ、ウニの関係につきまして、これはそういうご寄附もございましたので、しっかり予算付けをこれからしてまいりたいというふうに思つております。予算書ができましたらお知らせをさせてもらいたいと思えます。

それから3点目の漂着物につきましては、これは先ほどから申し上げてゐるとおり管理者は北海道でございますので町は処理の要望をしております。この事業費については、当然、北海道が計算をするということでございます。いずれにしましても、町としては管理者である北海道に処理をお願いしていると、強く要望しているということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れを申し上げておきたいと思います。発注は誰かって聞いているんですよさっき。北海道に要請するのはいいですよ。事業主体はどこかって言ってんですよ。それからもう一つ、予算希望をどこまで要求しますかと事業内容を伺っているんです。これは答弁漏れですので。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 管理者は北海道でありますから事業主体は当然北海道でございます。今お願いしているところは、瀬棚区と大成区ということでございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 事業主体が北海道って言うのであれば、北海道が発注するっていうことなんですか。そこをはっきりさせてください。それから大成区と瀬棚区が発注だっていうの、そんな答弁聞かなくてわかった話でしょうよ。だからその予算の規模は、我が町としてどういう規模で要請しているかということを知っているんです。一言つけ加えますが、今年300万余の事業では片付いていなかったんです實際上。だからサケ定置部会は3日間にわたって大がかりな作業ですよ。クレーン出して、チェーンソーで切って、私もずっと現場太櫓から見てきましたけれども、150トンというと相当な量です。何箇所かにわけましたけれども。こういうことを生産者がやらなきゃならんということ自体が管理者である責任者である道の作業に不十分さがあったってことじゃないですか。だから来年からそのようなことのないようにという前提で聞いているんです。どの程度の規模で要求してるのか、そこも答弁漏れですからきちんと説明してください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、明快な答弁をお願いします。

○町長（高橋貞光君） 今お願いしている場所ですが、瀬棚区の沿岸、大成区の沿岸、もう一つ北檜山区太櫓の沿岸でございます。今の要望としましては440万程度というふうに試算をしておりますが、これは改めて北海道がこの事業費をはじくということになっているようでございます。北海道にしっかりと対応していただくように、これからも要望してまいりたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 答弁者に申し上げますけど、そういう形で答弁できるのであれば手間をかけずに簡単明瞭な答弁をお互いに努めていただきたいと思いますのでよろしくご協力方お願いいたします。

続いて菅原議員、2番目の質問に入ります。

○11番（菅原義幸君） 議長、先ほどの答弁で重大な、1番目の答弁で重大な答弁してるわけです。あり得ない答弁してるわけです。規則からいけば3回目で終わりということになりますけど、これ3月議会まで待てませんから議長特例で4回目認めていただけませんか。私もこういう要求はしたくないんですけど、あまりにもひどい答弁ですから放っておくわけにはいかないんです。簡単に質問しますから許可を求めたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 漁業の架台の件ですか、私もその点については説明が非常にバラバラだと思ながら再度答弁させたんですが。

○11番（菅原義幸君） 簡単にやりますから。

○議長（真柄克紀君） それでは漏れということの質問で許します。

○11番（菅原義幸君） それでは①について4回目の質問をしておきます。持ち主から廃船の願いが出ない限り廃船でないということになったら、20年でも30年でも40年でもそのままの状態がキープされるってということなんですか。これは納得がいきません。明快な答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開します。

答弁を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まず廃船という判断は、これはあくまでも船主であるということでございます。この上架している船の使用料については、町では請求をしていただいていると。ただ先ほど申し上げましたように、1件だけ未収はあるということございまして、船主には早期の解撤などの手続きをお願いするという通知は、これは出しているところでございます。何とかこの部分についての解決につきましても取り組んでまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、そのような話からいやいいんですけど、私も聞いてると思うんですけど、それそしたらずっと上げてる間は毎年、1年間の使用料というのはいくらももらってるということなんですか。きちんと請求してると。

○町長（高橋貞光君） 1件だけ未収がある。

○議長（真柄克紀君） 未収があるかないかは別にして、そういうルールになってるってということですね。

○町長（高橋貞光君） はい。

○議長（真柄克紀君） それではこれで菅原議員の1問目の質問を終わります。

続いて2番目の質問に入ります。

○11番（菅原義幸君） 仮称、新チャレンジ事業等の実施について町長にお尋ねします。

①仮称、新チャレンジ事業の実施について、これまでの私の質問に対してその後どのように検討されたのか検討した内容を伺いたいと思います。農漁業情勢の厳しい現状を踏まえて新年度の実施を強く求めます。

②上ノ国町が9月定例会で策定した漁業経営維持強化支援事業は手厚い政策であり当町でも参考にすべきです。9月議会の答弁で散見された消極的な考えを改めて実施に踏み切ることを求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それではご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問については、先ほど橋本議員へ答弁したとおり、現在農業においては本年度末に策定の町の農業振興ビジョン、そして農協の令和6年4月に策定します中期計画、また漁業におきましても所得向上に向けて増産の取り組みや、先ほど頼ご説明しているトラウトサーモンの試験、こういったものを総合的に判断をして漁業者や農協、漁協ともじっくり相談をして、それから組み立ててまいりたいと考えているところでございます。

2点目の質問であります、他の町の漁業政策、これはもちろん参考になるものでございますが、それぞれの町の特徴もございまして、せたなはせたなにあった漁業政策を現在も様々取り組んでいるところでございまして、この成果はしっかり上がっていると、水揚げの状況を見ましても他町に比べ軒並み水揚げ落としている中でせたなは横ばいということでもありますので、成果は上がっているものというふうに感じているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。今町長は組合と相談して組み立ててまいりたいという答弁をいたしました。それではいつまで相談して、いつ手を付けるんですか。その手を付ける時期を明らかにしていただきたいと思っております。実はチャレンジ事業、2年、3年、4年と空白になってるわけです。私は毎回、毎年、新チャレンジ事業これは仮称でありますけれども、継続するように要求いたしました、1つは29年から行われたチャレンジ事業は十分総括したいという答弁なんです。3年かかってまだあれですか、町自身の総括というのは終わってないんですか。随分かかるもんですね。私は令和5年度手を付けるべきだと思っております。これにお答えください。それからもう一つ、これまでの私の質問で産業振興基金が十分積立てられているんだから、これを使ってできるでしょうという提起をしてるんです。それで直近の数字であります。最新12月15日、残高が幾らになってるかと申しますと、産業振興基金、実に2億6,363万3,086円あります。2億6,000万もあるんです。町長はこれに対してもうちょっと積立ててからチャレンジ事業をやりたいんだという多分答弁なされたんですよ、記憶してありますか。幾らまで貯めればいいんですか。何億貯めるつもりでいるんですか。先ほど午前中の一般質問でも横山議員おっしゃってましたが、今が大事でしょ。誰かのセリフじゃないけども、今でしょ、それをこれからうんと積み立てるまでもうちょっと待ってくれと。こういう答弁しますか。しかも町長の任期はあと2年8カ月しかないんです。今、明示しなければいつ明示するんですか。農漁業の置かれてる状態というのは非常に私は厳しいと思っております。しっかりそのところを見据えて答弁を求めたいと思っております。

それから②のほうであります、上ノ国の漁業経営維持強化支援事業、ほかの町はほかの町だと、うちの町はうちの町だというそういう答弁なんです。しかしほかの町でやっても、そこに学ぶべききものがあれば我が町でも、そっくりそのままとは言わないまでも導入したらいかがですか。特に私は上ノ国の政策を非常に優れているというふう思うのは、これは漁船、漁具など装備品というものに対する助成なんです、投資規模によって40から70%を補助する非常に高

率の補助率なんです。チャレンジ事業で一つ反省があるのは30%でしたか補助率がね。もうちょっと増やしてくれると大変ありがたいんだという声があります。だから補助率がどれくらいになるかということは決定的に重要なんです。上ノ国がどういう内容で、どういう意気込みで町長が提案し議会が議決したか。そここのところをしっかりと学んでほしいと思うんです。それでやはり午前中の答弁で問題なのはもう一つあります。新しい事業にチャレンジしなければ、この事業の対象にしないんだというふうに取れる答弁をしてるわけです。新しい事業というのはどういうことですか。既存の経営形態であれば対象にしないということなんです。私はそれは違うと思います。既存の漁業方式、既存の農業方式であっても継続していくという、事業を進めさせていくという意味での新たな投資というのは積極的に行政支援もやるべきなんです。今までやってる漁業の中で、漁船、漁網、漁具が古くなったと、新しく投資しないで漁業辞めちゃおうかということではなくて、継続するために新たな投資をしていくんだと。そこを支援したらどうなんです。そういうことがチャレンジ精神であって、そこを支援するというのが行政の仕事だと思うんです。新しい方法、新しい経営形態、組合のほうから提案されないから、この事業は政策として具体化しないんだというふうに受け取られるような答弁というのは、私は厳に慎んでいただきたいというふうに思います。町長一つの議会で同じテーマ、チャレンジ事業で3人の議員が質問するというのは、これは深刻な事態だということの反映なんです。簡単に扱わないで、まさに今この瞬間にどう支援するかということに焦点を据えた真摯な政策判断を求めたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず漁業振興、農業振興も一緒であります、そのための政策ということについては2通りあるというふうに思います。一つは先ほど菅原議員からも、この経営維持強化支援事業、上ノ国町の例を出されましたが、こういった振興事業、それに対して今度は新たな事業を起こして漁業の水揚げ増を図る、例えば養殖であればホタテですとか、今試験をやっているトラウトサーモン、あるいは海藻類そういったこと。あるいは新たに定置漁を行うと言った、そういう新しい取組、いわゆるこれがチャレンジ事業でございます。そうした両方の事業をうまく組み合わせることで漁業経営の所得の向上を図ることが求められるものだというふうに思います。チャレンジ事業につきましては、今漁協、農協ともに、これについては計画作りが今進んでいるということでもありますから、これからじっくりそういったものも見させていただきながら、農協、漁協組合としっかり詰めてまいりたいという答弁をこれまでもさせていただいております。時期につきましては、令和6年からということでは今進めようとしておりますが、それはなぜかということではございますが、これは午前中の質問でもお答えしたとおり、今この物価の高騰で大変な経営状況にあるということ、したがってそういった方向への支援というものが、今、組合や産業団体から強い要望が出ていると。まずこれをしっかりこれらに答えて経営の立て直しをしていくと。チャレンジ等につきましてはこれは当然組合員の大きな負担が伴うという事業でありますから、これはそのタイミングでないというこの産業団体の判断があるものというふうに考えているところでございます。いずれにしても一次産業の振興がしっかりと図られるようにタイ

ミングを図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長また答弁漏れっていうのがあれなんで、基金の今の在り方についても質問されておりますので。

○町長（高橋貞光君） したがいまして基金はありますので、これ当然使うべき時には使っていなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 大分煮詰まってきたように思いますが、基金はあるんだと、財源はありますよということですよ。まずそれはクリアできると。あとは何年度にやるかっていう着手する年度の問題なんです。先ほどの答弁、私の聞き間違いでなければ令和6年度という答弁なさったと思いますがそうですね。ならば1年早めて新年度からやったらどうですか。そのことが1番大事な問題です。

以上で再々質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員のご意見は重く受け止めておきたいと思いますが、私はやはり産業団体等の考えを優先させなければならないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて菅原議員の3問目の質問に入ります。

菅原義幸議員、もう1問だけやっていただきたいんですが。

○11番（菅原義幸君） それでは3問目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業についてお尋ねいたします。

①本件のプレミアム付商品券発行事業は、8月実施分2万セットが4日間で、10月実施分1万セットが1日で完売となりました。各回の購入世帯数と20セット満額購入世帯数を伺います。

②8月23日開催のコロナ対策特別委員会で複数の委員が指摘したように、1世帯20セット10万円に4万円のプレミアムが付く本事業の仕組みは、資金に余裕がない町民には手が出しにくい制度設計であり1万セットの追加補正によって矛盾はさらに拡大しました。独自財源を投入して第3弾を実施し工夫を凝らして不公平行政の是正を行うことを求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3問目の質問にお答えいたします。

1点目の購入世帯数ですが、1回目の販売では1,210世帯が購入し、うち20セット満額購入世帯は842世帯、2回目の販売では689世帯が購入、満額購入世帯は355世帯となっております。

2点目の第3弾の実施につきましては、現在のところ実施する考えはございませんが、仮に今後実施することとなった場合につきましては、今回の結果を踏まえた制度設計をしてみたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長この2回の販売合計では何世帯で満額は何世帯という答弁はし

てませんので。

○町長（高橋貞光君） 合計は1,731世帯、満額購入世帯は1,311世帯でございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。1回、2回合わせて1,731世帯、うち満額購入が1,311世帯、全体の世帯数は3,900ですよね。そうしますと8月23日の特別委員会の担当課の説明では、世帯数については3,982世帯だと。これ当時の世帯数ですが、こうおっしゃってるんです。そういたしますと2,200世帯以上が全く恩恵を被ってないんです。これ町長どう考えますか。最初の2万セットですと、これ予算でプレミアム分で4,000万になるんですか。それから2回目1万セット、プレミアム分で2,000万ですか。あと事務費等々が伴いますけれどもプレミアムとしてはそういうことです。この分が半分以上に行き渡ってないんです。だから私はこのときの特別委員会でも申し上げましたように、究極の町民に対する差別政策になってないかということなんです。お金に余裕のある人は満額買いますよ当然。10万円買えば4万円プレミアム付くんですから。ところがこのときに申し上げましたが1万円が大変だと、5,000円でも大変だという世帯があるんです。にっちもさっちもいかない世帯があるんです。そういう世帯の人方が10セットも20セットも、年の明けまでの余裕資金として持つことが可能かっていうことなんです。私は町長はもう少し町民の実態に目を向けるべきだと思います。1回目の時よりも2回目のときのほうが批判が強いです。何で同じことをまたやるんだと。これは私はもう人災だというふうにしかな表現の仕方がありません。特に2回目なんかは1日で終わりでしょ。1日で売り切れちゃったっていうんですから。異常なんですよ。そういうことになりますよと皆さんが指摘したのに、敢えてそれを強行突破しましたでしょ。私は高橋町長のやってることおかしいと思います。これで押し通そうとするんですから相当根本的なところから考え直していただかなければ、町民の実態に合った、行き届いた温かい行政というのは、これは実現できないのかなと深い疑問を持ちます。それで町長どうですかこの際、追加予算、独自予算組んで、例えば、1セット、これは1セットで幾らですか、7,000円になるんですか買上げ金額で言いますとね。5,000円プラス2,000円ですよ。1回目、2回目の商品券を買えなかった方に第3弾として打つということを検討して見ていただきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。今回のこのプレミアム付商品券の発行であります、これはその前のプレミアムにつきましては非常に売れ残ってしまったということで、残が2,917という状況がございました。そういったことで考えての実施ということになりましたが、想定を超えて売れたという状況になったところでございます。これによりまして景気対策としては十分効果が発揮できたということでございますが、町民の家計の支援という点では少し問題が残ったということでございます。したがって今後こうした事業の実施には、こういったことも考えて慎重に行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。このあとすぐ第3弾ということは実施する予定はございません。

○議長（真柄克紀君） ただいまより20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時19分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

11、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 新型コロナウイルスのクラスター感染の発生対応策について町長に伺います。

①当町におけるこれまでのクラスター感染について、把握している発生件数と患者数を民間と公的施設（施設別）にお示してください。

②集団的な感染が見込まれる施設について、町負担で医療用簡易検査キットによる反復、継続した検査の実施を改めて求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員の質問にお答えをいたします。

公共施設のクラスターについては2件について確認しております。1件目は養護老人ホーム三杉荘で入所者25名、職員10名、計35名の感染確認がされました。2件目は町立国保病院で現在まで、入院患者29名、職員13名、計42名の感染が確認されております。民間の施設につきましても答弁は差し控えさせていただきます。

次に医療用簡易検査キットによる反復、継続した検査の実施についてのご質問ですが、集団的な感染が見込まれる施設に勤務する職員の検査については、これまで基本的な感染防止対策を徹底しながら、気になる症状が少しでもある場合には、すぐに検査ができるよう国保病院や三杉荘など各施設で保有している検査キットに加え、町から検査キットを配付するなどして対応してきたところであります。また民間の高齢者施設等につきましても、各施設において必要数を確保しているものと認識しております。医療用簡易検査キット、いわゆる抗原定性検査キットに関しては、厚生労働省の指針や国保病院の院長に所見を伺ったところ、有症状者には有効であるが検査キットの感度が低いことや無症状者の検査には有用性に乏しいことなどから推奨されていないとのことでもあります。このことから頻繁に検査を行うよりも施設内において、感染が広がり始める前の初期段階での対応や症状が少しでもある場合に速やかに検査できる体制を強化するなど、メリハリのある効果的な対応をしていくことが大切と考えております。いずれにいたしましても集団感染の拡大を防ぐために、これまで以上に職員の意識の醸成を図り国保病院の先生方の意見も参考にして取り組んでまいりますこと、ご理解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。公的施設のクラスターについてはわかりました。民間についての件数は、これは明らかにできないんですか。明らかにできないのであれば、その

理由を伺っておきたいと思います。

次に、医療用簡易検査キットによる反復、継続した検査の実施の問題ですが、先ほどの答弁については納得がまいません。どういう点かといいますと、症状が出てから検査するんだというのは本末転倒だと思います。症状が出たなら検査しなくても感染していることになりませんか。いや頭傾げなくてもいいです。感染してるかしてないかを調べるのが検査キットなんですから、町長答弁は、根本から間違っていると私は思います。国保病院の院長の考え方、これについては、かねがね私も伺っておりますが、医療用簡易検査キットの運用は全国的に奨励されてるものなんです。数が足りないくらい運用されてるんです。厚労省でも認めてるんです。その効果効用を町長が否定していると取れるような答弁するというのはどういうことなんですか。研究用の検査キットについては、これは疑問だよという専門家の説はございます。私は医療用簡易検査キットって言うてんです。これは症状が出る出ないにかかわらず感染しているかしていないかを判定するものなんですから。繰り返し継続、反復して使ったらどうですか。特に私が去年から繰り返し申し上げておりますように、クラスターが発生する施設というのは、これは全国的にも我が町でも当然予想され指摘されてる場所なんです。町長、繰り返しますか。病院、高齢者施設、介護施設、学校、障害者施設、人たくさんいるところですから明らかじゃないですか。そのときに問題なのは、例えば高齢者施設などでは中に入ってる方々から発生するはずはないんです。施設内の入所者ですね。結局はスタッフが外部から持ち込んでくるということなんです。そのスタッフも万全の対策をして、なおかつ感染するという状況であります。ですから感染した方が無自覚のままに施設の中に入っているいろいろな作業をやって入所者に広がっていく。あるいはスタッフにさらに広がっていくということの防止をするために、早期発見、早期に感染している事実を掴もうじゃないかということなんです。何で医療用簡易検査キットがダメなんですか。説明つかないでしょうよ町長。しかも1回やったらオーケーということではなくて継続、反復して検査していけばいいわけですよ。それをなぜ否定するのかってことです。医師のほうはおそらくPCR検査って言いますか、簡易検査キットでないほうを想定してるんじゃないかと思うんです。簡易検査キットはものの15分です出るのでからね。私どもも札幌の医療機関に検査入院なんかする時に全部検査キット受けますよ。これで陽性反応したら入院はさせませんとはっきり宣言されるんですから、検査した上で15、6分、反応ありませんと、どうぞ入院してくださいということになるわけですよ。何でそれがスタッフにできないんですか。何でそれを否定するんですか。それで今回の定例会に補正予算として、これは総務費の中の14目新型コロナウイルス対策費として、消耗品、抗原検査キット配布数の増加により不足が生じる見込みから増額するという事で700万計上しています。町長、私はクラスターが予想される施設に町の独自政策として現品を確保して、繰り返し反復、継続して検査できるようにする体制を行政の責任としてぜひ行うように提言しておきたいと思うんです。町長おそらく、いやそれでもやりませんっていうふうに答弁すると思いますから、先回しして言うておきますが、今月11日で全国で2,600万人を超えたんです感染者数。すごい数ですよ日本は。特に12月4日までに5週連続で世界で感染者数が一番多い国なんです。日本はそういう意味では、コロナ感染症に弱い国になっていると私は思います。我が町に

おきまして、感染率が少なくないんだなんていうことをおっしゃってる方がおりますけれども、そうでもないんですよ。先週11人発生してます1週間で。最近7週間トータルしますと毎週2けた発生してるんです。7週間合計で187人です。以前の集計方法とは変わしまして、今は、せたな町内の医療機関で感染した人の数のトータルなんです。それ以前は、せたな町民ということでの集約なんですけれども、おととしの令和2年2月27日、初めてせたな町で感染者が出て以来、計算いたしますと全部で759人という数になります。これは私の集計です。ようは10人に1人という数になっているんです。これ町長大変ですよ。北海道は今少し下がってきているようですが、全国的にはそうでもないんです。先週から40数県で上昇してきてるんです。さらにインフルエンザと合わせて第8波ということになっていきますと、なかなかこれは気が許されない状況にあると思います。昨日実は厚生労働省の専門家組織、アドバイザリーボードで会議を行っておりますけれども、こういう結論です。季節性インフルエンザとの比較は困難であるということです。それは変異株が登場して感染力が増強してる。またワクチン等の免疫力も日にちが経つと弱化する。こういうインフルエンザとは異なる特徴があるのでインフルエンザのような状態になるには相当な時間を要するという結論を出してるんです。だから簡単にウイズコロナというふうには言えない見解がアドバイザリーボードでは出されているということなんです。町長ぜひクラスターの発生が予想される事業所等には、医療用簡易検査キットによる反復、継続した検査の実施を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず民間施設につきましては、これはホームページで公表されている場合もありますし、そうでない場合もございます。私たちとしては、はっきりと掴んでおりませんし、また民間であるということもございまして答弁は差し控えていただきたいというふうに思います。

それから、この感染防止対策の部分は、これはこれまでも議員の意見と違うところが、大変多いということがございますけれども、議員の意見は意見として承っておきたいというふうに思います。大きな病院でもクラスターは発生しておりますし、絶対発生をしないとは言えないというふうに思っております。そうした中で、できるだけしっかりと感染防止対策を行うということにつきましては今取り組んでいるところでもありまして、速やかに検査できる体制強化などメリハリのある効果的な対応を引き続き取っていきたいと考えております。このように町としては、これからもこれまで同様、感染症の専門家や国保病院の医師の意見を尊重しながら町としての感染防止対策を取っていきたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 全然答弁になってませんよね今のね。私が質問してる本質的な部分、全部外れてるんです。再々質問によっても同じ答弁でしょうから次に進みます。

一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口負担2割化について伺います。

①本年10月より後期高齢者の単身世帯年収200万円以上、夫婦世帯年収320万円以上の

場合、医療費自己負担が1割から2割に倍増しました。当町でこの影響を受ける人は何人ですか。

②令和7年9月30日まで外来は増加額を3,000円までに抑える緩和措置がありますが、長生きすることへのペナルティだという声さえ聞こえてきます。町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それではご質問にお答えいたします。

本年10月から後期高齢者の窓口負担割合について、従来1割負担の方で一定程度所得がある方は2割負担となりました。当町では10月に1割から2割負担に変更となった方は1,913人中180人で約9.4%となっております。

2点目のご質問ですが、現在、後期高齢者の医療費のうち窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担となっております。令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め医療費の増大が見込まれています。このような状況から国においては、現役世代の負担上昇を抑え国民皆保険を未来に繋いでいくため、後期高齢者の方で一定以上の所得のある方に負担をお願いするものでありまして、町といたしましても国の方針に基づき対応してまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。当町では9.4%の方が2割になるということです。この方が問題なんです。私は町長の答弁聞いてまして全く国の言いなりの町長だなという印象をさらに深めました。今国の政策の下で高齢者がますます生きにくくなっている政治が進んでるんです。後期高齢者医療保険料も1人平均で2024年、令和6年度であります。年5,400円のアップが見込まれています。加えて医療費増を保険料に反映させると、合計平均で9,600円増という試算も出てきております。その一方では、軍事費を2027年度までに43兆円も確保するというような国の政策です。こういう国の下で今地方の高齢者がますます生きにくくなっているわけですから、そこに光を当てて地方自治の場から高齢者を守るという温かい政策が求められていると思うんです。町長の答弁聞いてますと国でやるんだからこれはしょうがないよという程度の答弁にしか私の耳に入ってまいりません。私が心配しておりますのは、窓口負担が高くなりますと受診抑制の心配があるということなんです。必要な医療を必要な分だけ受ける。そして長生きをすることが大事なことなのかなと思います。そこに思いをいたした町政を行うように特に町長の見解を求めておきたいと思っております。私は直接、医療費を安くするための財源を計上をとということまでは踏み込みません。しかし町長の見方、考え方についてどうなっているのかなという思いで質問したということでもあります。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。私も後期高齢者の医療費の窓口負担が増えるということについては、非常に大変なことだなというふうに思っているのは議員と同じであります。しかし持続可能な国民皆保険を将来とも維持をしていくということになりますと、これは当然負担を上げていかなければならないということになります。それが現役世代の負担を上げるのか、あ

るいはまた高齢者の負担を一律に増やすのかということになりますと、必ずしもそうはいかないということになるのではないかと、多分国の考え方としても、そうした中で苦渋の選択をしてこうした制度になったものと考えているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問はしませんが、町長答弁ひどいですよ全く。私が先ほど2027年度までに43兆円の軍事費を岸田首相は確保しようという提起をしてるんだって話しましたでしょ。要するに社会保障費を削って軍事費ドンドン増やしてるという現実があるんです。現役世代の負担を高齢者に被せてしまう。それが今度の改定なんだという言い方をしてしまいますと身も蓋もありません。国の医療費の負担額ってのは歴史的に見てもものすごい減ってきてるんですから、減った分を軍事予算に回しているという現実があるわけです。国政の問題なんですこれはね間違いなく。かつては70歳以上の医療費はただだったじゃありませんか。75歳で2割まで出せという時代になってきているということは、どれだけ我が国の医療社会福祉政策が歴史的に見て後退してきているかということなんです。そういう現実を踏まえまして地方自治の在り方としてどうあるべきかということが問われているんです。私たち地方議会人に問われています。それに触れた答弁は全くなかったということについて失望の極みです。答弁要りません。

それで6問目に入ります。雅荘の再開について伺います。

①せとな雅荘の再開について詳細な経過説明を求めます。

②再開に要する改修費につきましては、雄心会の方で負担していただくと言明した6月議会の町長答弁について再度確認を求めたいと思います。

③雅荘の今月8日時点での入所者は15人ですが、きたひやま荘の入所者は37人で13人の定数割れです。これでは雅荘への単なる移替えに過ぎません。今年度3,600万円の助成金を雄心会に支出する積算根拠をお示しいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。9月議会でもご質問をいただいております再開につきましては、令和5年4月からに向けて準備が進められているとお答えさせていただいておりますが、その後9月27日に雄心会の理事長が説明に来られまして、職員の確保が順調に進んだことや必要な修繕を行い再開に向けての準備が見通しがついたということで、早い時期に再開したいという理事長の強い意向もあり、11月1日から再開することで手続きを進めるという報告を受けました。そして北海道と町にそれぞれ認可手続きをされ11月1日からの再開という運びになっております。

2点目のご質問にお答えいたします。この答弁については、これまで総務厚生常任委員会で説明をさせていただいているとおり、軽微なものについては雄心会で負担していただき、修繕等については別途協議するという事になっております。誤解を招くような発言をしまして大変申し訳ございませんでした。

続きまして3点目のご質問にお答えいたします。入所者の確保については雄心会で行われてい

るものでありますが、議員がおっしゃる単なる移替えにすぎないとは思ってございません。再開当初は、きたひやま荘に入所されている本人や家族へ希望をとって承諾を頂いた方には雅荘へ移動していただいておりますが大変喜んでいただいているところでございます。その後は在宅の方で雅荘へ入所されている方もおりますし、今後も入所される方が数名いると伺っております。そして今年度の3,600万円の積算根拠であります。これも9月議会でもお答えしておりますが人件費分で約3,030万円、事業費分で約80万円、事務費分で約490万円の合計3,600万円となっております。ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。今の町長答弁全部メモしきれませんでしたので、後日、会議録を精査しまして3月議会もでございますから3月議会でもお尋ねをしたいと思っております。

まず1点目について申し上げますが、前回の答弁は来年ですよって言ったんです。それが突然11月1日だと。総務厚生常任委員会のメンバーにも知らせていなかったそうじゃありませんか。総務厚生常任委員会を傍聴いたしました。が所管の委員長ご立腹でしたよ。どうもやることがずさんなんですよね。いい加減でその場、その場でくるくる変わるわけです。町で5年間に1億2,500万円も助成金を出すという大事業なんです。議会には、そして町民にはしっかりした説明をしていただかなければ納得がいかないということを申し上げます。

それから2つ目ですが、これは町長どういうことですか。私が誤解したってことなんですか。私誤解も何もしてませんよ。再開に要する改修費につきましては雄心会のほうで負担していただきますと断言したんですよ町長は。その通告をした上でこの場で質問をし、これまで町長あなたが答弁したことなんですよ。何で私が誤解したことになるんですか。誤解なんかしてませんって。雄心会は改修費については、町は1円も負担してないんだと私は正確に理解しましたよ。それがひっくり返ったということなんですか。とつても町長の答弁、私はまともに聞いてられませんよこれじゃ。特に雅荘の問題についてはいつも食い違ってるじゃありませんか。ここでは繰り返しませんけれども、いい加減だと私は思いますよ。結局、幾らかかって、幾ら負担することになるんですか。それを明確にしてくださいませんと、もうオープンして1カ月以上になるんですから、これはきっちりした答弁をいただきたいと思っております。しかも私としては、町長答弁をいただいた関係がありますから、再開に要する改修費につきましては、仮に追加提案補正予算があったとしても私は賛成いたしません。これは言明しておきます。

それから③なんですが、私は移替えだと思います。現状、雅荘は15人、きたひやま荘は37人、合計で足し算しますと52人ですよ。きたひやま荘の入所者は定員50です。だから移替えじゃないかって言っているのです。今は町長の答弁聞きますと、きたひやま荘入所者に雅荘入所の希望を聞いてみた。それであったから移したんだというふうにおっしゃってますが、元来、普通に雅荘を再開させたとなれば雅荘の募集をまずやらなきゃいけないんです。知らない町民もいますから。おそらく町長は再開したっていうことを知らせるのは、せたな町の責任じゃありませんと、雄心会の責任ですと、こういう答弁すると思うんですけど、しかしそのことを1億2,500万も出すのであれば宣伝したらどうだと、皆さんに案内して差し上げたらどうだというアドバ

イスしたって全然問題ないじゃないですか。まず3, 600万円の助成ありき、人件費に幾ら使う、何に幾ら使うと言いましても、私が求めているのは実際に操業してみても出た赤字に対して、例えば半額助成をすとか、4割助成をすとかって言うんならわかりますよ。再開する前から各年度に数字を切って1億2, 500万、5年間で助成しますと。こういうやり方をするからいい加減じゃないかって言ってるんです。苦しいのは雅荘の経営だけじゃないんです。平成27年に国の積算根拠変わりました、全ての介護サービス事業所経営苦しくなってるんです。雄心会だけに特化するっていうのおかしいじゃありませんか。だから公平公正にやろうとするならば、基金を作ってそれを運用して持続可能な町内の介護サービス提供事業を保障するというものを検討してはいかがかと何度か提案しましたが、それについては聞く耳を持たなかったということなんです。そのことについても現時点でどう考えているか答弁を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。開設が予定より早まったという点につきましては、私たちとして準備がこのように進んでいるという認識がございませんでした。連絡調整が図られていなかったということで反省をしておりますが、しかしこれだけ早く再開できたということは、町民の皆さんにも喜んでいただいているものというふうに感じているところでございます。

幾ら負担するのか両方で協議するという点につきましては、これはこれまで3月11日の第1回の定例会、あるいは審査特別委員会3月16日の質疑、それからこれは改修費に係る答弁につきましては、令和4年第6回10月21日の常任委員会でもこのことについてはお話をしております、私の前回の答弁については、これをこうした説明した上で、この答弁を差上げたということで、言ってみれば舌足らずであったということについてはお詫びを申し上げたいと。これまでの議会に対する説明につきましては軽微な補修については雅荘のほうですと。大きな部分につきましては、これは協議をするという説明をずっと続けてきております。こうした前提の下でこの発言をしたということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから移替の件であります、これはせっかくオープンした施設でありますので、これは希望者にぜひ入っていただきたいという施設側の思いもあるものと思っております。これによって入所者は大変喜んでおりますので、ご迷惑をかけていないという点では、これはいいのではないかとこのように考えております。

それから助成金の関係であります、これはこれまでも議会の皆さん、あるいは町民の皆さんから何とか雅荘を再開していただきたいという強い要望がございました。それを再開を現実のものと実現していくために、こうした修繕費の在り方、あるいは1億2, 500万円という助成金、これらをもって今回こうしたことが実現しているということで、これは議会の決定もいただいて順調に進んできたということでありがたく思っているところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これは再々質問をやっておきます。まず改修費に関する町長答弁です

が、議長、これ会議録全部精査して、先ほどの答弁の信憑性を確かめてもらえませんか。私は明確に再開に要する改修費については雄心会のほうで負担していただくという答弁をもらってるんです。何かいろいろなことを町長それに付け加えて言ってましたが、私が受け止めてるのは、改修費は全部雄心会のほうなんだなという理解ですから誤解しているわけでもないし、答弁をひっくり返したというふうにはしか聞こえないんです。そのことの黒白を付けたいと思いますので、これ議長において精査を求めておきたいと思います。

それから町長の答弁どうも私納得いきませんのは、町長大変な間違いしてるんですこの雅荘の問題では、重大な町長の失政だと私は思います。理由を申し上げますが、27年に介護保険のシステムが変わって雅荘の経営が合わなくなったということを旧恵福会側が何度も町長に支援要請したんです。その時に町長は、これは町は関係ないと、あんたらの問題だろうと言って一顧だにしなかったんです。それで私のほうに要請があつて議会が動いてトータルで7,000万の支援金を出したという経過なんです。この7,000万も申し上げておりますように、雅荘を持続的に継続していくための支援金として出したものが、結果としては平成30年度末をもって閉鎖してしまうことになるわけです。つまり7,000万円かけたのに実らなかったってということなんです。令和元年度、2年度、3年度、4年の10月末まで、ピタリ閉まったまま廃止状態になったんです。でこれから向こう5年間で1億2,500万円、補助金出しましょうということなんです。そうするとトータルして2億円というお金がここにつき込まれることになるわけです。2億円つき込まれた結果が何なのかって言いますと、まず恵福会が姿を消してしまっただけです。長い間の歴史と伝統、貢献も収めてきた一つの社会福祉法人が姿を消してしまいました。で町外から別の福祉法人が入ってくると。きたひやま荘の建物も雅荘も、これは雄心会の所有権になるんですね。合併して名称が変わったからそうなりますよね。私は、せたな町として見たら大変大きな損失をしたなど。地元の社会福祉法人が地元密着型で営営として築き上げてきたこの事業を、結局は町長の不始末で町外の社会福祉法人の手に委ねることになったじゃありませんか。そういうことについての自覚や反省があるのかってということ。私は厳しく聞きたいと思います。加えて2億円の金を投入しながら結局は3年8カ月というものを雅荘は閉鎖状況になりました。今後どうなのかといいますと1億2,500万の補助金が出し終わったあと何の保証もないんです。令和8年度9,000万、これで1億2,500万の助成金交付は終わりです。令和9年度からはどうなんですかと。何の保証もないでしょう。総合的に大局的に判断しますと2億円もかけて、せいぜいこの状態なのかと思います。これ以上繰り返しませんけれども、これは後ほど私の見解をまとめて町民の皆さんに雅荘の変遷をめぐる実像というものを訴えたいと思っております。そのことも含めて今私が指摘いたしました諸点について見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。旧法人が町の多額の支援を受けながらも残念な結果になってしまったということについては、私としても非常に残念に思っているところでございます。そうした状況を受けて雅荘、あるいは入所者に何としてもこの雅荘の再開をしていくとい

うことについては、これは町ばかりでなくて議会の議員の皆さん、あるいは町民の皆さんも本当に切実な願いであったというふうに思っているところでございます。それを実現するために、町は様々な努力をさせていただきました。助成金、あるいはこの修繕費の部分も何とか合意をいただいて、そして議会の議決もいただいて、こうして再開ができる運びとなったということは議員の皆さんのご支援の賜物と感謝を申し上げたいというふうに思います。そうした中でこの支援によって再開できた現在のきたひやま荘、あるいは雅荘、これが今後とも持続して発展していきけるように、町もしっかり見守っていきたいというふうに考えております。そうしたためにも、私も菅原議員も、この雅荘の再開、今の法人がしっかり維持、経営ができるようにという願いは一緒だというふうに思いますので、これら協力をしていければいいのではないかとというふうに思っているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 先ほど菅原議員より議長に対して要望ございました点につきましては、作業を進めてまいりたいと思っておりますので一応この席からご報告させていただきます。

続いて次の質問に入ります。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 高齢者の外出支援策について町長にお尋ねいたします。

①高齢者の外出支援に係わるハイヤー代の助成事業について、9月議会で町長は北海道がやらない以上は、せとな町もやらないという後ろ向きの答弁をしました。ぜひやって欲しいというのが町民の願いです。年間48枚よりも少ない枚数で実施してはいかがですか。

②北檜山区における冬期間の高齢者の外出支援策、まちなかバスの実施を求める声は切実です。町民の声と希望に応えるのが地方自治のあり方です。ぜひ実施を求めます。

③デマンド化も含めた持続可能な公共交通体系の構築の時期と全町的な通院バス無料化政策の実施時期について明らかにしてください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。この件につきましても何度か答弁を差し上げておりますが、9月議会でお答えしているとおりに当該事業につきましては旧瀬棚町時代に道補助金を活用して実施しておりましたが、北海道の事業見直しから補助金が廃止され、それに伴い事業廃止としたものであります。新たな事業が出てきましたら検討してまいりたいと考えております。

2点目のまちなかバス運行事業につきましては、久遠線の再編、デマンド化した既存路線の課題整理、交通空白地帯の解消などの協議が終わりましたら検討していきたいと考えております。

3点目でございます。デマンド化も含めた持続可能な公共交通体系の構築の時期につきましては、現在せとな町公共交通活性化協議会において、せとな町地域公共交通計画の策定作業を実施しております。その中で持続可能な公共交通体系の構築に向けた基本方針や方向性、各種施策などを協議しておりますので、交通計画策定後、令和5年度中には久遠線や各地域の公共交通体系の方向性を整理いたしまして持続可能な公共交通網の形成に向け協議していきたいと考えております。無料化につきましては、そうした状況を達成したあとに検討に入っていきたいと思ってお

りますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。①です。結局9月議会とは全く寸分変わらない答弁です。町長ね、おかしいんですよ町長の答弁は、道がやればうちもやりますよという答弁なんですけども、道がやらなきゃやらないという答弁なんです。その中身をばらしますと、48枚出してたという過去の経過があるわけですから、その48枚の中から道の補助金分をカットして、それ幾らになるのか、ちょっとここでは資料がありませんけれども、半額助成道から出ているのだとすれば24枚やったらいいでしょうよ。もっと多く負担していたのなら町の負担率は少ないわけですから、例えば12枚でもいいでしょう。道がやるやらないに関係なく、せつな町長の政策として独自予算をここに計上してはどうかということをお願いしたいと思います。9月議会で町長はいろいろな制度があるよと、それを利用したらどうかという答弁をされました。しかし9月議会に出した具体的な例で申し上げました方が、利用する制度っていうのは実はないんです。介護認定のサービスを受ければいいじゃないかということになります。別に介護認定を受けるまでの状況ではないと。しかし大変体が不自由なので、ご本人がハイヤーを自ら利用しているという状況です。そういう方に対する支援策をどうなんだということを求めているわけですから、こうした例については、独自政策で補う以外に制度というのはいないんです。そのことを改めて伺っておきたいと思います。それから先ほどの答弁では検討したい、検討したい、随分検討という言葉が連発されておりますけれども、いいですよ検討することは。しないよりは検討したほうがいいんです。それで伺いたいと思いますが、検討して実施する目処はいつなのか。この目処をお示し願いたいと思います。先ほどの答弁でも申し上げましたが、未来永劫に高橋町政が続くわけではないんです。任期5期というのは、あと2年8カ月で終わるんです。令和5年度、令和6年度、最終令和7年度は4、5、6、7、8と5カ月ですね。そうしますと検討しますよという答弁については、年次を明確にさせていただく必要があります。検討した結果、実施する年度はいつなのかということも併せて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず議員のおっしゃいました町民の希望の声に応えるのが地方自治という考え方、これは全くそのとおりだというふうに思います。高齢者対策これもいろいろ現在取り組んでいるところでございまして、旧町でやっていなかった事業もございます。今やっております。つまり優先順位を考えながら1度にできないということもございますので、優先順位を考えながら優先度の高い部分から事業に取り組んでいるということ、まずご理解をいただきたいというふうに思います。したがって先ほども無料化の考え方を申し上げましたが、交通計画策定後ですね、この公共交通体系の方向性を整理して持続可能な公共交通網の形成に向け協議をしていくと。そうした状況を達成したあと検討していきたいと、まずは検討から入るということでございます。実施時期については、まだ検討しておりませんので明らかにすることはできません。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問を伺います。町長、答弁なってませんよ。実施時期すら明確にしないで、あれやりますこれやりますって言ってそれが答弁になりますか。町長がそこまでおっしゃるのであればあえて申し上げますが、今せたな町の高齢化率何%になっていると思いますか。令和4年11月末現在で町全体の高齢化率というのは47.2%なんです。町全体ですよ。区別に申し上げます。北檜山区42.3%、瀬棚区50.2%、大成区実に60.3%なんです。要するに大成区と瀬棚区は、いわゆる限界集落なんです区全体が。65歳以上の方がそこに住んでいる人口の5割を突破しているんです。ですから高齢者対策、高齢者問題、特に足の問題は我が町の決定的に重要な福祉政策の基本中の基本なんです。これは先ほど3つ質問しましたが、全部不透明、検討の時期さえ明確にできないって言うんです。高齢者のことを考えてるんですか町長、首縦に振ってますけど横に振ったほうがいいんじゃないですか。念のために、私あなたの去年の5期目の政策を持ってきたんです。これ私が入手した限りでは2種類です。そのほかにも発行してれば収集不足ということになります。2種類です。1種類はせたな町内の皆様へということで料金別納で全体に配られた三つ折りのパンフレットです。それからもう1種類は選挙中の法定チラシです。タペー生懸命、全部隅から隅まで目を通しなおしてみたんです。驚いたことが1つあります。高齢者対策っていうのはないんです。それから足って言うんですか、ハイヤーであるとか、無料バスであるとかさ、まちなかバスだとか、そういうものに類する政策というのは、いやどこ見ても出てないんです。びっくりしますよ。ああこれじゃ町長がゼロ回答なのもやむを得ないなと。タペ本当に納得いきました。今の答弁もその延長線上の答弁なんです。時期さえ明確にしない。検討する検討する検討すると、検討すると言ってるうちに任期終わりますよ。高齢者は待ってられないんです。先日もある葬儀で北檜山の高齢者の方と話をしましたが、まちなかバスっていうのは何で止めちゃったのって言うんです。私は大した便利で喜んでたのになら、そこで私はこうやって言いましたよ。あれはコロナ対策で事業者のための計画であって、高齢者のための計画じゃなかったって町長言ってるってなったら、ひどいねってそれは、わしら本当に良かったと思ってあてにしていたのに、わしらのためじゃなくて事業者のためだったのかいと。何考えてんの町長っていう話です。私はそうでなかったと思うんですよ。コロナで冬期不便で家の中に閉じこもって大変でしょうから、できるだけ外に出て利便性を提供するための高齢者のための足、高齢者のための対策だというふうに思っておりましたが、町長そうじゃないんですよ。昨日も帰ってチラシ見て、政策見て、ああお年寄りのことは全く考えていない町長だったなと。なるほどなと、改めて得心が行った次第です。それで町長、そういう高齢者に対する無理解な対応を止めて、高齢者はね、菅原さん私ハイヤー代出してほしいから町長に言ってねって議会でしゃべってくださいよとこう言われて私は取上げてるんです。やらないよってそんな冷たい返事を私高齢者に返すことができますか。どこの町の町長なんです。私は町長に原点に立ち返って地方自治というのはどうあるべきか考え直してもほしいと思います。地方自治の根本は、その地域の福祉と暮らしを守る事なんです。その原点に立ち返って、ぜひ町民の皆さんの得心のいく行き届いた政策をやっていただくように督励を申し上げたいと思います。改めて3点についてお

尋ねをしておく次第であります。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず私の配付のビラを読んでいただきましてありがとうございます。町としましては、先ほども言いましたが持続可能な公共交通網の整備、それから公共交通空白地帯の解消を最優先として今進めているところでございます。デマンドバスにつきましても、議員おっしゃいました瀬棚、大成、この高齢化率の高い地域を最優先として今このデマンド化を進めてきたところでございます。そうした中で先ほども言いましたように、この優先順位をしっかりと考えながら対応していきたいということでございまして、これはご理解をいただければというふうに思っております。これからも高齢者対策につきましても、いろいろな必要な施策がございまして、その都度、優先度を考えながらしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続けて菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 最後になります。通告書と一部字句を入れ替えて質問いたします。了解をお願いいたします。

小学生の修学旅行貸切バス支援補助金について教育長と町長にお尋ねをいたします。私が強く求めた中学生の修学旅行貸切バス支援補助金は昨年度から実施され関係者から大変歓迎されました。

①新年度の各小学校の6年生の在籍数を伺います。

②新年度の小学生の修学旅行貸切バス代金と父母負担金の試算額を伺います。これは可能な範囲で結構であります。

③中学生に対する支援策との整合性をはかり、子育て支援策をより充実させるために新年度からの小学生の修学旅行貸切バス新補助金の導入を求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） それでは答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小板橋司君） 1点目のご質問にお答えいたします。新年度の小学生ですが、北檜山小学校が30人、久遠小学校が3人、瀬棚小学校が7人、合わせて40人となっております。

2点目です。北檜山小学校のバス代金が32万円で保護者負担が1人あたり2万7,000円、久遠小学校と瀬棚小学校については合同の修学旅行となっております。バス代金が30万円で保護者負担金が1人あたり3万8,000円となる予定でございまして。

3点目のご質問でございますけれども、教育委員会としましては中学校の修学旅行費の保護者負担が大きく、また義務教育の最終年度でもあり、進学などにより今後の保護者負担も増えることなどから保護者の負担軽減を図るために令和3年度より借上げバス代金の全額を支援しております。小学校の修学旅行については、今後児童数の減少などにより保護者負担が大きくなれば検討が必要と考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。現在、せたな町の子育て支援策であります。議員ご承知のように保育所の無償化から始まりまして、給食費の無償化、年間約1,700万円、子ども医療費助成、これにつきましても18歳まで1,400万円、子育て支援策としては、他町に引けを取らない相当思い切った保護者の負担軽減を進めてきたところでございます。令和3年度からは中学生の修学旅行借上げバス代金の全額支援を実施して保護者からも喜ばれたところでございます。こうしたことから町としては十分な子育て支援策を実施しているということで、小学校の修学旅行借上げバス代金の助成については、現在実施する予定はございません。バランスを取ってという話でございしますが、子供達はいずれ中学校で修学旅行に行くことになるというふうに思います。これは等しくサービスを受けることができるというふうに考えているところでございます。今後教育につきましても、いろいろ新たな事業も出てまいりまして、教育力の向上のためのドリル、これは1人1台端末の有効利用として学力向上に向けた取組を今回進めたいと考えているところでございますし、これも多額な予算を入れなければなりません。それから中学校の部活動の地域移行これも今出てまいります。保護者負担を軽減するという観点から言いますと修学旅行ももちろん大事であります。こうした学校教育の教育力の向上ということについても、本来の学校教育の目的でありますそういった部分についてもしっかりと力を入れてまいりたいということでございまして、議員ご質問の小学校の修学旅行の部分については考えていないということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。教育長と町長の答弁に食い違いがあるということを確認いたしました。教育長の答弁は、人数が減って父母負担が増えるようであれば検討したいという答弁でした。ところが町長は考えていないということなんです。過去の話を申し上げますが、実は成田前教育長、私は成田教育長とこういうやりとりをしたことがございます。修学旅行の貸切バス代金だけじゃなくて、全費用を本来公費負担にすべきだと私思っていますよ、教育長どうですか。それは町長が首を縦に振ってくれば、教育委員会としては異存はないですという率直なやりとりしてらんです。で追加予算の提案をしてみてもほしいというやりとりまでしたことがございました。これは前教育長時代の話であります。現教育長とはどうかっています。教育長は忘れてないと思いますが、小学生も中学生が貸切バスこれは町で出すことになったんだから合わせて小学生もどうですかという提案したことありますよね。記憶してますでしょ。そのとき教育長は首を縦に振ったんです。で財政課長との折衝をして、こちらは当初予算に当然計上されるんだらうなというふうに思っておりました。ところが間もなく教育長の答弁ひっくり返りましたよね、記憶してますでしょ。新規の政策になるから町長との合議が必要なんだ。町長と合議をした結果どうなったかといいますと、ペケになっちゃったんです。最初の教育長の私に対する対応は、中学校の貸切りバスの支援をするんだから小学校も右へ倣えで結構ですよと。結構ですよという同意をもらったんですよ一旦、それがひっくり返っちゃったんです。議会で議決したわけじゃないですから約束を守れとは私は言いません。しかし何が言いたいかって言いますと、教育長の考

え方を町長がひっくり返したってということなんです。これは私よくないと思います。成田教育長も私は提案していいですよ。小学生と中学生、場合によったら高校生も一緒になることもあるんで大変だったらよくわかるから無料にするってことは結構ですよ。問題は町長が予算付けますかねって話なんです。ですから障害は町長にありということをおは今日ここで申し上げさせていただきます。町長にお尋ねしておきますが、小学生の貸切バス代金を予算計上しない理由は何ですか。理由を明快におっしゃってください。ただ単にやりたいとか、やりたくないとか、そんな理由にならないことを言わないで、かくかくしかじかの理由があつて今はやらないんだと言うのか、自分が町長であるうちは未来永劫にやらないんだとか、その辺、明快な答弁をもう一遍求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず学校教育において保護者負担というのは、いろいろな部分で出てきております。それらをいろいろ考えて、要するにやりたいことも、この優先順位においては、少し後になるということも当然、考えられるところでございます。今回、小学校6年生のバス代の話をしてありますが、それよりも全学年小中通して1人1台端末の有効活用をするというほうが、この予算の効果が大きいということでもありますので、こちらを優先して、しばらく教育力の向上を目指したいと。せたな町の小中学生の学力テストは、議員ご承知のように非常に高いレベルを現在しております。こうしたことも、さらにまた向上させる努力を続けなければならないというふうに思っております。これは保護者のほうも多分ご理解をいただけるものというふうに考えたところでございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○11番（菅原義幸君） 再々質問簡単にやっておきます。6年生の貸切バス代金これは今年度見込み北檜山小学校32万円、久遠瀬棚これは一本化なんだろうが30万円、合計62万円なんです。町の財政に何も響かないでしょ。しかし父兄の負担これは大変大きなものがあるんです。町の予算は有効適切に使いましょうよ。このことを申し上げて再々質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。小学校の修学旅行につきましてはバス代ですが、1人あたり久遠、瀬棚は1万7,000円であります。北檜山小学校は子供が多いということもございまして9,100円となっております。

○11番（菅原義幸君） 数字違うでしょ。

○町長（高橋貞光君） バス代ですよ。というふうになっております。今回、私が先ほど申し上げた1人1台端末につきましては、議員は修学旅行費、総体で60万円という話をしておりましたが、私たちがこの教育力の向上を目指す1人1台端末の学習用ソフトの関係であります。これは数百万円の予算が必要ということになります。まずはこれを優先させて子供達の教育力向上に努めてまいりたいということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） これにて菅原義幸議員の一般質問を終わります。

ただいまより 55 分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時55分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

あらかじめ皆様にお諮りいたします。

全議案の審議が終了するまで時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、時間を延長するに決しました。

それではこれより議案審議に入ります。

議案第14号、議案第15号、発議第1号は補正予算に関連しますので先に審議いたします。

◎日程第6 議案第14号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第14号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の9ページでございます。議案第14号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町長等の期末手当を改正するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案その2の9ページでございます。議案第14号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容につきましては、せたな町長等の期末手当を人事院勧告により民間との支給割合の均衡を図るため100分の10カ月引き上げるものでございます。

11ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。第1条せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。表の右側改正前、左側改正後でございます。第4条期末手当でございます。改正前、第4条第2項中、下線部100分の215を、改正後では100分の225に改めるものでございます。

次に、第2条せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。改正前、第4条第2項中、下線部100分の225を、改正後では100分の220に改めるものでござ

います。これにつきましては、せたな町長等の期末手当の支給額について6月と12月分の支給額を均等配分にするための改正でございます。なお附則といたしまして、施行期日等でございます。1、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。2、第1条の規定による改正後のせたな町長等の給与等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第15号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第15号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第15号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町職員の給料月額等を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 13ページでございます。議案第15号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正内容につきましては、人事院勧告に基づき民間企業との均衡を図るため初任給及び

若年層が対象となり、当町におきましては30歳代半ばまでの俸給月額を0.23%程度引き上げる改正でございます。また期末勤勉手当につきましては0.1カ月分引上げ、勤勉手当に全額配分する改正でございます。

それでは28ページからの新旧対照表で説明させていただきます。第24条勤勉手当でございます。改正前、第2項第1号中の下線部100分の95を、改正後では100分の105に改め、改正前、第2項第2号中の下線部100分の45を、改正後では100分の50に改めるものでございます。

次に別表第1、行政職給料表の改正でございます。28ページから33ページの別表第1、行政職給料表は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。

次に34ページでございます。別表第2、医療職給料表（一）の改正でございます。34ページから37ページの別表第2、医療職給料表（一）は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。

次に37ページでございます。医療職給料表（二）の改正でございます。37ページから42ページの医療職給料表（二）は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。

次に42ページでございます。医療職給料表（三）の改正でございます。42ページから48ページの医療職給料表（三）は、改正後では、下線部につきまして全て改めるものでございます。

次に同じく48ページでございます。第2条せたな町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第24条勤勉手当でございます。改正前、第24条第2項第1号中、下線部100分の105を、改正後では100分の100に改めるものでございます。

次に改正前、第24条第2項第2号中、下線部100分の50を、改正後では100分の47.5に改めるものでございます。なお附則といたしまして施行期日等でございます。第1条この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和5年1月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適応する。第3項、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和4年12月1日から適用する。

次に給料の内払いについてでございます。第2条、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 発議第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第8、発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

大湯圓郷議員。

○7番(大湯圓郷君) ただいま上程されました発議第1号せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

議案その3、5ページになります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、議員の期末手当を改正するため条例の一部を改正するものです。

改正内容については7ページの新旧対照表をご覧ください。左側改正後、右側改正前でございます。今回の人事院勧告に伴う改正は、期末手当につきまして100分の10の引き上げを行うとするもので、上段、第1条の一部改正で、第6条第2項、期末手当の額について改正前100分の215とあるのを、改正後100分の225に改めるものであります。この改正については附則の2にありますように令和4年12月1日から適用するものであります。また中段、第2条の一部改正で、第6条第2項、期末手当の額について100分の225とあるのを、100分の220に改めるのもです。この改正は、附則の1にありますように令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。

質疑を省略し、討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第1号令和4年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1の1ページでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億6,062万2,000円を追加し、補正後の予算総額を97億2,472万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事院勧告に伴い給与改定による給与費の精査などのほか、各種事務事業の精査、産業担い手育成事業奨励金、災害復旧費など行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせて繰越明許費の設定5件、債務負担行為の追加2件、地方債の変更8件、追加1件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案その1の6ページ、第2表繰越明許費補正5件の設定からご説明いたします。年度内の事業完了が見込めないことから翌年度に繰越しをお願いするものでございます。財務会計システム更新業務については、業務の効率化を推進するもので、繰越額は1,270万3,000円でございます。次に林業施設補助災害復旧費、繰越額5,810万円から河川施設補助災害復旧費4,160万円までの4件については、8月16日の大雨により被害を受けた林業施設、道路橋梁施設、河川施設の災害復旧経費でございます。

次に7ページの第3表債務負担行為補正追加2件でございます。農業担い手育成事業補助金については、せたな町産業担い手育成条例に基づく農用地賃借料に対する補助金で、令和5年度から令和8年度までの期間76万2,000円を限度額とするものでございます。続きまして漁業近代化資金利子補給令和4年度につきましては、令和4年度に借入れた漁業近代化資金融資に対する利子補給で、令和5年度から令和7年度までの期間3万円を限度額とするものでございます。

次に8ページの第4表地方債補正でございます。変更8件の事業については、事業費の精査などによる限度額の変更でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。次に追加の林業施設補助災害復旧事業590万については、8月16日の大雨により被害を受けた林業施設を復旧するため追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。

それでは別冊の補足資料によりご説明したいというふうに思います。事前にお目通しをいただいているものと思いますので、主なものを簡略に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに歳出から説明いたします。補足資料の3ページでございます。議案その1では17ペ

一からとなります。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費1,147万2,000円の追加の主なものは、12節委託料1,170万3,000円で財務会計システム更新業務でございます。6目基金管理費700万円の追加は、24節積立金、産業振興基金積立金500万円は、札幌市の株式会社かいと代表取締役、鶴入政宏氏からの一般寄附で、寄附者の意向に沿って積立てを行うものでございます。27節奨学資金貸付金繰出金100万円は、東京都の中村隆俊から一般寄附があり本人の意向に沿って繰り出しを行うものでございます。中村秀夫基金繰出金100万円は、東京都の中村秀夫氏から一般寄附があり本人の意向に沿って繰り出しをするものでございます。14目新型コロナウイルス対策費700万円の追加は、10節需用費、消耗品で抗原検査キットの配布数の増加により不足が生じる見込みから追加をするものでございます。15目諸費179万3,000円の追加の主なものは、18節負担金補助及び交付金、生活交通路線維持費補助金181万5,000円は、久遠線の事業費精査による追加でございます。2項徴税費、2目賦課徴収費117万3,000円の減額の主なものは、13節使用料及び賃借料、滞納整理システム使用料69万9,000円の減額で執行残の精査でございます。

4ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費26万8,000円の減額の主なものは、27節繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金160万1,000円の減額は事業費精査でございます。4目後期高齢者医療費2,385万円の減額の主なものは、18節負担金補助及び交付金、療養給付費負担金2,047万4,000円の減額は、令和3年度負担金確定に伴う精査でございます。5目障害者福祉費178万9,000円の減額の主なものは、18節負担金補助及び交付金、障害児相談支援事業負担金189万7,000円の減額は負担金の精査でございます。7目老人ホーム運営費883万5,000円の追加は、10節需用費、光熱水費883万5,000円は電気料高騰によるものでございます。8目生活支援ハウス管理費229万5,000円の追加の主なものは、10節需用費、光熱水費170万6,000円で電気料高騰によるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目公営温泉浴場管理費321万8,000円の追加の主なものは、14節工事請負費、瀬棚公営温泉浴場加圧給水装置改修工事で、加圧給水装置が停止する可能性があるため改修するものでございます。

5ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,376万6,000円の追加の主なものは、18節負担金補助及び交付金、産業担い手育成事業奨励金400万円で、新規就業者1名、Uターン等1名、新学卒者1名に対し奨励金を交付するものでございます。経営発展支援事業補助金562万5,000円は、新規就業者に対する機械、施設の導入等に係る経費を補助するものでございます。4目、畜産業費480万7,000円の減額の主なものは、18節負担金補助及び交付金、草地畜産基盤整備事業負担金529万9,000円の減額で事業費精査によるものでございます。3項水産業費、2目水産業振興費697万1,000円の追加の主なものは、18節負担金補助及び交付金、サケ稚魚海中飼育施設整備事業補助金642万7,000円の追加で、サケ稚魚海中飼育用施設の購入に対し補助するものでございます。

6ページでございます。5目水産種苗育成センター運営費68万円の減額の主なものは、15

節原材料費 202 万の減額でアワビ種苗購入先において種苗が大量斃死したためでございます。

7 款 1 項共に商工費、1 目商工振興費 404 万 1,000 円の追加の主なもの、18 節負担金補助及び交付金、産業担い手育成事業奨励金 400 万円で新規就業者 1 名、U ターン等 2 名に対し奨励金を交付するものでございます。

8 款土木費、1 項土木管理費、2 目熱源供給施設管理費 120 万の追加は、10 節需用費、光熱水費 120 万円で電気料高騰によるものでございます。2 項道路橋梁費、1 目道路維持費 618 万 4,000 円の追加の主なもの、10 節需用費、光熱水費 840 万 5,000 円で電気料高騰によるものでございます。

7 ページでございます。6 項下水道費、1 目下水道整備費 177 万 2,000 円の追加は、27 節繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金 177 万 2,000 円で維持管理分、建設改良費分の精査により繰り出しをするものでございます。7 項住宅費、1 目住宅管理費 87 万 1,000 円の減額の主なものは、14 節工事請負費、豊岡高台団地町営住宅屋根葺替工事 92 万 4,000 円の減額で入札執行残によるものでございます。

9 款 1 項 1 目共に消防費 1,404 万 3,000 円の減額は、檜山広域行政組合消防費負担金でございます。

8 ページでございます。10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 638 万 9,000 円の追加の主なものは、10 節需用費、光熱水費 313 万 2,000 円の追加は、電気料高騰によるもの。13 節使用料及び賃借料、スクールハイヤー使用料 141 万 9,000 円は、下校時の使用が増加したものでございます。3 項中学校費、1 目学校管理費 625 万 3,000 円の追加の主なものは、10 節需用費、光熱水費 261 万 5,000 円は電気料高騰によるもの。13 節使用料及び賃借料、スクールハイヤー使用料 181 万 7,000 円は走行距離が増加によるものでございます。

9 ページでございます。5 項保健体育費、2 目体育施設管理費 103 万 7,000 円の追加の主なものは、10 節需用費、光熱水費 97 万 6,000 円で電気料高騰及び体育施設の利用が増加したものでございます。4 目学校給食費 322 万 9,000 円の追加の主なものは、10 節需用費、修繕料 118 万円は、残菜処理機粉砕機の修繕などと賄い材料費 195 万 5,000 円は食材の高騰によるものでございます。

12 款 1 項 1 目共に職員給与費 1,882 万 8,000 円の減額の主なものは、2 節給料 1,391 万 6,000 円の減額で人事異動に伴う精査や給与改定によるものでございます。2 目会計年度任用職員給与費 201 万 7,000 円の追加の主なものは、2 節給料 391 万 9,000 円で給与改定による精査などでございます。

10 ページでございます。14 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、2 目林業施設災害復旧費 5,810 万円の追加は、14 節工事請負費で 8 月 16 日発生の大雨により被災した林道を復旧するため記載の 3 工事を行うものでございます。2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁施設災害復旧費 2,323 万円の追加の主なものは、14 節工事請負費で 8 月 16 日発生の大雨により被災した橋を復旧するため記載の 2 工事を行うものでございます。2 目河川災害

復旧費 4, 560 万円の追加は、14 節工事請負費で 8 月 16 日発生の大雨により被災した河川を復旧するため記載の 3 工事を行うものでございます。

これらに係る主な歳入でございます。戻りまして補足資料の 1 ページでございます。議案その 1 では 11 ページからとなります。10 款 1 項 1 目共に地方交付税では、財源調整により普通交付税 2, 072 万 6, 000 円の追加でございます。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金、2 目農林水産業費負担金では、事業費精査により草地畜産基盤整備事業受益者負担金 359 万 3, 000 円の減額でございます。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目災害復旧費国庫負担金 4, 100 万 6, 000 円の追加は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担金でございます。2 項国庫補助金、科目の追加で 7 目災害復旧費国庫補助金 5, 150 万円の追加は、林業施設災害復旧事業費補助金でございます。

15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金 213 万 9, 000 円の減額は、令和 3 年度負担金の確定により後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額でございます。2 項道補助金、1 目総務費道補助金 770 万円の追加は、地域づくり総合交付金でございます。4 目農林水産業費道補助金 896 万 7, 000 円の追加は、農地利用最適化交付金から北海道農業次世代人材投資事業補助金までの 5 事業等に充当する補助金等の追加でございます。

2 ページでございます。16 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入 200 万 2, 000 円は、流木売払収入、2 目生産物売払収入 147 万円の減額は、あわび種苗が斃死したため減額、3 目物品売払収入 1, 161 万 7, 000 円の追加は、陸砂の売払収入でございます。

17 款 1 項共に寄附金、2 目一般寄附金 735 万 1, 000 円は 4 件の寄附があり、寄附者の意向に沿い基金等に積立て等をするものでございます。

18 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目担い手育成基金繰入金 919 万 1, 000 円の追加は、産業担い手育成条例により補助金に 19 万 1, 000 円、奨励金に 900 万円を充当するものでございます。4 目生活交通確保対策基金繰入金 181 万 5, 000 円の追加は、生活交通路線維持費補助金に充当するものでございます。

20 款諸収入、4 項 1 目共に雑入 241 万 7, 000 円の追加は、市町村振興宝くじ交付金でございます。

21 款 1 項共に町債、1 目総務債から 5 目土木債までは事業費等などの精査、9 目災害復旧費 1, 610 万円の追加は、8 月 16 日の大雨により被災した道路、河川、林道の災害復旧費に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

梶田議員。

○2 番（梶田道廣君） 8 ページ、10 款、17 節の児玉氏の寄附で久遠小学校教材備品を購入とありますけれども具体的に何を購入したのか教えてください。

○議長（真柄克紀君） 教育委員会事務局長。

○教育員会事務局長（古畑英規君） ICT端末の電源キャビネット1台と、あとデジタルカメラ2台になります。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。
道高議員。

○6番（道高 勉君） 今回予算書を見ますと、経常経費であります光熱費関係だとか、これが大変増えてきてるということで、こういう経費が新年度においてもまた上がるということでもあります。こういったものが一般財源の比率も上がるということの中で、行財政改革でやっと思いうんですけど、こういうふうなこういった対策って言いますか、こういった経常経費的なものを抑えていくためにはどうすんだということも、こういった社会情勢の中でしっかりとしたそういう基本的な姿勢というのが必要じゃないかと思うんです。まずそれについてどのように対応していくのかということの一つ、今の光熱費関係の増によつての考え方、どのような対策を考えているのか。

○議長（真柄克紀君） これは歳出の光熱費とか含めた需用費の金額についてどう考えてるということですか。

○6番（道高 勉君） 総合的にね。

○議長（真柄克紀君） 補正の中でのこの項目について増えていってる分についてどう考えてるかっていうような質問ですか。明確に答えてください。今の段階での考え方。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 経常経費の節減につきましては、これは当然、従来からもやってきているところでございます。特に今年度に入りまして光熱費の増加ということでございますけども、これも当然節電ですとか、あるいは契約の見直しですとか、そういったことにも意を用いてございますので、そういったことで今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 当然にかかるものはかかるんです。こういった行政を運営していくのにかかるんですけども、このような経常経費的なものが上がってくるということは、大変、町の財政運営についても支障が出てくるということでございますので、一度そういう面で引き締めてもらうということが大事かなということで提言させていただきます。あと交付税関係が今回2,072万6,000円ってありますけど、今回12月の交付税でたしか7,000万台のありましたけども、留保財源的にはどのぐらい地方交付税が今残ってるのか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） 8月に算定で12月に算定替ということで2回あったと思うんですけども、現段階での留保財源は2億程度になっております。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 交付税関係の留保財源があるということで、これからまた3月に向けて

いろいろ出てくるということでもありますので、財政が厳しいという中でこれまでの議論でも話されておりますので、きちんとした財政改革的なものというのは、私は考えていくべきだと思いますので、そういうことで一つ年度末に向けてきちんと整理してほしいということを申し伝えておきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 報道にもございましたように追加交付ということでございまして、これ去年もそうだったと思いますけれども、確か2月の常任委員会で所管の総務厚生常任会の中で説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第2号令和4年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に33万7,000円を追加し、補正後の予算総額を12億6,556万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが、給与費、事務費及び国保連合会負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋町民児童課長。

○町民児童課長（高橋 純君） それでは議案書の43ページをお開き願います。歳出から説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で38万9,000円の増額と、2項徴税費、1目賦課徴収費で5万2,000円の減額は人件費及び事務費の精査でございます。

これに伴う歳入でございますが42ページになります。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で33万7,000円を追加し収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第3号令和4年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,060万6,000円を減額し、補正後の予算総額を1億6,008万1,000円とするものでございます。

その内容でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の減額などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋町民児童課長。

○町民児童課長（高橋 純君） それでは議案書の50ページをお開き願います。歳出から説明いたします。2款1項1目共に後期高齢者医療広域連合納付金で1,070万6,000円の減

額は、令和3年度における後期高齢者医療広域連合へ納付する事務費負担金及び保険料等負担金の確定によるものでございます。

3款1項共に保健事業費、1目疾病予防費で10万円の追加は、被保険者の検診受診者数の見込みによるものでございます。

これに伴う歳入ですが48ページをお開き願います。1款1項共に後期高齢者医療保険料、1目保険料では調定見込みによる749万1,000円の減額、3款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金など337万6,000円の減額、4款1項1目共に繰越金では、前年度繰越金16万1,000円の追加、5款諸収入、3項1目共に雑入で10万円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第12 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案4号令和4年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に407万8,000円を追加し、補正後の予算総額を11億1,437万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、給与費、事務費の精査のほか、生活支援サービス費補助金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 56ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費24万7,000円の追加につきましては、主に給与改定による人件費の精査によるものです。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費64万8,000円の追加は、住民主体サロン利用者の増加に伴う生活支援サービス補助金の増額です。

57ページになります。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費63万5,000円の増額並びに2目包括的支援事業費（社会保障充実分）3万3,000円の増額は、主に給与改定などによる人件費の精算によるものです。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金251万5,000円の追加は、前年度分地域支援事業支援交付金の実績に伴う返還金であります。

これに伴う歳入でございますが54ページをご覧ください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料では14万9,000円の増額、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金で16万2,000円の追加、4款1項共に支払基金交付金、2目地域支援事業交付金で17万5,000円の追加、5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金で8万1,000円の追加、7款繰入金、1項一般会計繰入金では2目地域支援事業繰入金で74万9,000円の追加、3目その他一般会計繰入金で24万7,000円の追加、8款1項1目共に繰越金で251万5,000円の追加をもちまして収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第13 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第5号令和4年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に46万5,000円を追加し、補正後の予算総額を7,160万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、給与費、事務費の精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 63ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費、補正額21万6,000円の追加につきましては、瀬棚デイサービスセンターにかかる電気料高騰並びに車両修繕のため追加するものでございます。次に3項1目共に介護予防支援事業費、補正額5万1,000円の追加並びに64ページにかけてになりますが、4項1目共に居宅介護支援事業費、補正額19万8,000円の追加は、主に給与改定による人件費等の精査によるものです。

これに伴う歳入でございますが62ページをご覧願います。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目介護予防サービス計画費収入で67万7,000円の追加、3目居宅介護サービス計画費収入138万9,000円の追加、2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で160万1,000円を減額し収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第14 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第6号令和4年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に213万8,000円を追加し、補正後の予算総額を3億3,412万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが、給与費、事務費などの精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案の69ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額28万3,000円の追加につきましては、人件費の精査及び需用費、印刷製本費の追加によるものであります。2目維持管理費196万8,000円の追加につきましては、10節需用費、光熱水費で電気料金高騰に伴う水道施設の電気料金332万3,000円の追加、17節備品購入費では水道メーター器購入に係る入札執行残の精査として135万5,000円の減額によるものであります。

次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額11万3,000円の減額は、12節委託料で松岡浄水場井戸内部調査業務の入札執行残の精査であります。

これに対しての歳入ですが68ページをご覧願います。1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金28万3,000円の追加は一般会計繰入金であります。

次に2款資本的収入、1項1目共に他会計出資金11万3,000円の減額は一般会計出資金であります。次に2項1目共に繰越金におきまして、前年度繰越金196万8,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第15 議案第7号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第7号令和4年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に41万2,000円を追加し、補正後の予算総額を3,338万9,000円とするものでございます。

その内容でございますが74ページでございます。歳出では、1款事業費用、1項営業費用、2目維持管理費において電気料の高騰に伴い光熱水費の追加について補正をお願いするものでございます。

歳入では、一般会計負担金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第16 議案第8号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第8号令和4年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に333万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3億8,842万6,000円とするものでございます。

その内容でございますが、電気料高騰に伴い光熱水費の追加のほか、給与費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案の79ページになります。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、3目処理場費、補正額300万円の追加は、10節需用費、光熱水費で電気料金高騰に伴う下水処理場の電気料金の追加であります。

次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額33万4,000円の追加は、人件費の精算によるものであります。

これに対する歳入ですが78ページをご覧ください。1款事業収入、2項営業外収入、1目他会計繰入金、補正額143万8,000円の追加は一般会計からの繰入金であります。

次に2款資本的収入、2項1目共に他会計出資金、補正額33万4,000円の追加は、人件費精算に伴う一般会計出資金であります。同じく4項1目共に繰越金におきまして、前年度繰越金156万2,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第17 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、議案第9号令和4年度せたな町漁業集落水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に12万9,000円を追加し、補正後の予算総額を3,691万5,000円とするものでございます。

その内容でございますが85ページでございます。歳出では、1款事業費用、1項営業費用、3目処理場費において電気料高騰に伴う光熱水費の追加、2項営業外費用、1目支払利息において精査による長期債利子の追加について補正をお願いするものでございます。

歳入は84ページでございます。一般会計繰入金、前年度繰越金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。
内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第18 議案第10号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、議案第10号令和4年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に143万6,000万円を追加し、補正後の予算総額を6,243万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが90ページでございます。歳出では、1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費におきまして、施設維持管理に係る消耗品などの追加について補正をお願いするものでございます。

歳入では、電気売払収入をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第19 議案第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、議案第11号令和4年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の支出では、国保病院、瀬棚、大成両診療所における給与費の精査及び経費の精査などについて、収入では、医業収益の精査や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などについて補正をお願いするものでございます。また資本的収支の支出では、国保病院の医療機器購入の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは議案97ページ、国保病院分の収益的収支の支出からご説明いたします。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費では、人事院勧告に伴う精査などにより182万5,000円の追加でございます。1節給料から6節法定福利費までそれぞれ記載のとおりとなっております。このうち2節諸手当の特殊勤務手当につきましては、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当509万8,000円の追加をお願いするものでございます。4節報酬では、会計年度任用職員のフルタイム職員1名がパートタイム職員に変更となったことに伴う追加でございます。このフルタイム職員1名分につきましては、当初予算分の減額につきましては、1節給料400万5,000円の中に含まれているものでございます。続きまして3目経費では191万1,000円の追加でございます。2節旅費交通費41万5,000円の追加は、4月に着任されました医師の赴任旅費でございます。6節光熱水費は、電気料高騰による138万9,000円の追加でございます。

これらに対します収入は96ページでございます。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益5,138万4,000円の減額は、2目外来収益の精査でございます。2項医業外収益では、7目道補助金、1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、感染症病床確保促進事業補助金5,512万円の追加でございます。以上のとおり収益的収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして100ページでございます。資本的収支の支出です。1款せたな町立国保病院資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産取得費、1節機器備品購入費の医療機器購入費517万円の追加は、新型コロナ感染病床で使用する人工呼吸器1台を購入するものでございます。

これに対する収入は99ページでございます。1款せたな町立国保病院資本的収入、2項補助金、1目道補助金、1節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金500万円を追加するものでございます。支出額に対しまして不足する収入額17万円につきましては損益勘定留保資金で補填するものでございます。

続きまして102ページをご覧ください。瀬棚診療所分の収益的収支の支出からご説明申し上げます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費の61万8,000円の減額は人事院勧告などに伴う精査でございます。103ページの3目経費、5節消耗備品費48万4,000円の追加は、歯科診療所で使用しておりますパソコン2台の更新でございます。6目研究研修費で66万4,000円の追加は、歯科医師が受講する研修会の図書代及び研修旅費でございます。

これらに対します収入は、101ページをご覧ください。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項医業収益、1目外来収益66万2,000円の追加でございます。以上のとおり収益的収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして105ページをご覧ください。大成診療所分の収益的収支の支出でございます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費の208万7,000円の減

額は人事院勧告などに伴う人件費の精査でございます。

これらに対する収入は104ページでございます。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目外来収益208万7,000円の減額でございます。以上のとおり収益的収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして106ページ、資本的収支の支出でございます。3款せたな町立国保病院大成診療所資本的支出、2項建設改良費、1目有形固定資産取得費、1節機器備品購入費の医療機器購入費293万8,000円の追加は、大成診療所におきまして発熱外来を設置するための隔離用のテントなどの購入費用でございます。

これに対する収入はございませんので全額損益勘定留保資金で補填をするものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第20、議案第12号せたな町議会議員及びせたな町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の1ページでございます。議案第12号せたな町議会議員及びせたな町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことにより、町議会議員選挙及び町長選挙に係る選挙運動用に関する公費負担額が改正されましたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第12号せたな町議会議員及びせたな町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。今回の改正内容につきましては、せたな町議会議員及びせたな町長の選挙に係る選挙運動で認められている公費負担額について改正するものでございます。3ページからの新旧対照表で説明させていただきます。第4条選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続でございます。改正前、第4条第1項第2号ア中の下線部1万5,800円を、改正後では1万6,100円に改めるものでございます。次に第4条第1項第2号イ中の下線部7,560円を、改正後では7,700円に改めるものでございます。

次に第8条選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続でございます。改正前、第8条中、下線部7円51銭を、改正後では7円73銭に改めるものでございます。

次に4ページでございます。第11条選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続でございます。改正前、第11条中下線部525円6銭を、改正後、541円31銭に改め、改正前、第11条中、下線部4万7,400円を、改正後4万5,800円に改めるものでございます。なお附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第21 議案第13号

○議長（真柄克紀君） 日程第21、議案第13号せたな町行政組織条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第13号せたな町行政組織条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。効果的な行政サービスの提供と効率的な行政運営を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第13号せたな町行政組織条例等の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。今回の改正内容につきましては、効果的な行政サービスの提供と効率的な行政運営を図るため組織機構の見直しを図るものでございます。

それでは7ページからの新旧対照表で説明させていただきます。第1条課の設置についてでございます。改正前、第1条中下線部、農務課、水産林務課を、改正後では、課の統合により農林水産課に改めるものでございます。

次に第2条分掌事務でございます。改正前、第2条中、まちづくり推進課の文書事務に下線部第13号を、改正後、第14号に改め新たな13号として、ふるさと納税に関することの文言を追加するものでございます。次に8ページでございます。改正前、第2条中、下線部の農務課、水産林務課の分掌事務を農林水産課の分掌事務に改めるものでございます。

次に第2条せたな町地方港湾審議会条例の一部改正でございます。改正前、第8条中、審議会の庶務を下線部水産事務課から、改正後では、農林水産課に改めるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 1点お尋ねしておきます。前から疑問に思ってた点なんです、第1条の規定の中で、次の課及び室を設置するというふうになってるわけです。それから第2条にも前条の課及び室の事務分掌はとなっておりまして、現在は室はないわけですよね。そういたしますと、この課及び室という文言がどうなのかという疑問が残ります。室を設置した時にこの規定であればいいんですが、室が現在ない状況でこういう規定で、表現としての整合性が保たれるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 課の設置におきましては、改正前、次の課及び室を設置する、確かに菅原議員おっしゃるとおり室は設置はされてございません。しかし機構改革と室が設置された際に条例改正するのが、今思うと適当な処置だと思いますが、室があっても間違いではないという判断でございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君）　そういう答弁しないでさ、室がないんだから次の課及び室って言ったって室がないんです。そこは素直に現実に従った表現のほうがいいんじゃないですか。今日もし修正するということが無理だとしても、定例会あたりでここは整理しておいたほうが私はいんじゃないかと思います。その上で将来もし室を設置するのであれば、その時また及び室をと付け加えたらいいのではないかと思いますがいかがでしょう。

○議長（真柄克紀君）　総務課長。

○総務課長（原　進君）　大変ご指摘のとおりだと思います。3月定例会でそういう処置をとらせていただきます。すいませんでした。

○議長（真柄克紀君）　ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君）　これで質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第22　議案第16号

○議長（真柄克紀君）　日程第22、議案第16号せたな町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　51ページでございます。議案第16号せたな町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についての提案理由を申し上げます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正及び規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君）　続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原　進君）　それでは議案第16号せたな町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について説明させていただきます。今回の改正内容につきましては、地方公

務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年年齢の段階的引上げや管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制が導入されるものでございます。また今回のせとな町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての一部改正に伴い、関係する7条例の一部改正と1条例の廃止をするものでございます。

74ページからの新旧対照表で説明させていただきます。今回の改正により改正後に目次と第1章から第5章の項目が追加されるものでございます。第2章、定年制度について説明いたします。第3条定年に関する改正でございます。今回の改正により職員の定年については、年齢60年から65年に改め、医師、歯科医師については現行65年でありますことから改正はございません。また用務員及び調理員につきましても63年から65年に定年が延長され、改正後では、全ての職員の定年が年齢65年になります。なお年齢65年という表現につきましては、国の標準条例に倣った表記の仕方であり、年については何歳の際と同じ意味でございます。また定年の65年については80ページをお開き願いたいと思います。改正後の附則第3項、定年に関する経過措置の表にありますように、2年に1年ずつ延伸する段階的なものでございます。65年の定年制度が完了するまで10年間を用するものでございます。

次にページ戻りまして75ページでございます。第4条定年による退職の特例でございます。改正後の第4条では、当該業務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が出る場合の特例として、職員の定年退職日から同じ職務に3年間を上限として引き続き勤務させることができる事項に改めております。

次に76ページでございます。第3章、管理監督職勤務上限年齢制について説明させていただきます。77ページでございます。第7条管理監督職勤務上限年齢についてでございます。改正後、第7条の追加により管理監督職の勤務上限年齢を60年と定めております。

次に78ページでございます。第9条管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例についてでございます。改正後、第9条の追加により定年60年を超えて、定年退職日である3月31日までの間については、定年時の管理監督職で勤務できるとしております。また第2項より定年退職日と同じ管理監督職に最大3年の延長が可能であることを定めておりますが、79ページでございます。第10条において延長する際は、職員の同意を得なければならないとしております。

次に第4章、定年前再任用短時間勤務制について説明いたします。第12条定年前再任用短時間勤務職員の任用についてでございます。改正後、追加する第12条で年齢60年に達した日以後に退職した職員について、従前の勤務実績に基づく選考により、短時間勤務の職員に採用することができることを定めております。

次に80ページでございます。改正後、追加する第13条で、せとな町を構成団体とする地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、10年の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職員に採用することができることを定めております。

第5章、雑則について説明させていただきます。第14条この条例の実施に関し必要な事項は

規則で定めるものでございます。次に附則でございます。第3項で定年に関する経過措置を定めており、第5項では職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、情報の提供及び勤務の意思の確認を定めております。

次に83ページでございます。第2条せたな町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正、次に85ページでございます。第3条せたな町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正、次に86ページでございます。第4条せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、次に89ページでございます。第5条せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、次に92ページでございます。第6条公益的法人等へのせたな町職員の派遣等に関する条例の一部改正、次に93ページでございます。第7条せたな町職員の給与に関する条例の一部改正、次に108ページでございます。第8条関係、せたな町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、次に109ページでございます。第9条せたな町職員の再任用に関する条例の廃止、以上今回のせたな町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に係る関係する7本の条例の一部改正と1本の条例廃止をするものでございます。

次に110ページ、附則について説明させていただきます。附則として、せたな町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について定めをしております。施行期日といたしまして、令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし附則第11条の規定は、公布の日から施行するものでございます。なお附則第18条その他の経過措置の規則への委任についてでございます。附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は規則で定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

大変長くなりましたので30分まで休憩いたします。

休憩 午後 5時21分

再開 午後 5時29分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第23 議案第17号

○議長（真柄克紀君） 日程第23、議案第17号せたな町生活館条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 117ページでございます。議案第17号せたな町生活館条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。働き方改革とデジタル化等を見据えたデジタルトランスフォーメーションを推進するため、町へ提出する届出及び町が交付する書類等の押印を原則廃止することから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案第17号せたな町生活館条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。今回の改正内容につきましては、現在、国が推進している働き方改革、デジタル化等を見据えたデジタルトランスフォーメーションの実現のために、行政のオンライン化を目指す上から行政手続き及び事務の簡素化を図ることより、町に提出する申請書類等の押印について原則廃止するものでございます。

それでは122ページからの新旧対照表で説明させていただきます。第1条せたな町生活館条例の一部改正でございます。改正前の様式第1号123ページでございます。様式第2号の申請書類等に関わる下線部の押印については、改正後で押印の必要が不要となるものでございます。

次に124、125ページでございます。第2条せたな町太田地区振興会館条例の一部改正次に、次に126、127ページでございます。第3条せたな町ことぶきの家条例の一部改正、次に128ページから131ページでございます。第4条せたな町愛知集落センター条例の一部改正、次に132ページでございます。第5条せたな町北檜山区生活改善センター条例の一部改正、次に133ページでございます。第6条せたな町大成区生活改善センター条例の一部改正、次に134ページから136ページでございます。第7条せたな町漁村センター条例の一部改正、次に137ページから139ページでございます。第8条せたな町青年研修所条例の一部改正、次に140ページから142ページでございます。第9条せたな町水産物荷捌所条例の一部改正、次に143ページから145ページでございます。第10条せたな町水産物保管作業所条例の一部改正、次に146、147ページでございます。第11条せたな町瀬棚港港湾区域等における占用及び土砂採取に関する条例の一部改正、次に148ページから151ページでございます。

第12条せたな町瀬棚港緊急離発着場条例の一部改正、次に152ページから154ページでございます。第13条せたな町火入れに関する条例の一部改正、以上せたな町生活館条例の一部改正のほか12本の条例に係る一部改正でございます。改正後、町に提出する各様式の申請書類等におきましては押印の必要が不要となるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第24 議案第18号

○議長（真柄克紀君） 日程第24、議案第18号せたな町米乾燥貯蔵等施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第18号せたな町米乾燥貯蔵等施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。令和5年2月1日に新函館農業協同組合と北檜山町農業協同組合が合併することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

河原農務課長。

○農務課長（河原泰平君） それでは議案の155ページから157ページになります。このたびの改正は提案理由でも申し上げましたとおり、新函館農業協同組合と北檜山町農業協同組合が合併することに伴い一部を改正するものであります。改正の内容は施設の利用の範囲の改正でございます。

それでは157ページの新旧対照表でご説明いたします。条例第4条関係でございます。現行

では施設の利用の範囲として、新函館農業協同組合又は北檜山町農業協同組合としていましたが、合併に伴い北檜山町農業協同組合の文言を削るものであります。附則として、この条例は両農協合併となる令和5年2月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第25 同意第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第25、同意第1号せたな町監査委員の選任についてを議題といたします。

残間正君の退席を求めます。

（残間正君退席）

○議長（真柄克紀君） それでは提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書159ページでございます。同意第1号について説明を申し上げます。せたな町監査委員の選任について、次の者をせたな町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所は久遠郡せたな町北檜山区豊岡81番地6、氏名、残間正、昭和25年10月17日でございます。

次のページに経歴を記載してございます。ご参照願います。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより同意第1号の件を採決いたします。

この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

ただいまより議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（真柄克紀君） ただいまの出席議員は11名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大湯圓郷議員、横山一康議員を指名いたします。

ただいまより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（真柄克紀君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 配付漏れなしと認めます。

続いて投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（真柄克紀君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

ただ今から投票を行います。1番席から順番に、議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着いてください。

それでは1番席、吉田議員から順次投票願います。

（投票）

○議長（真柄克紀君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

ただいまより開票を行います。

大湯議員、横山議員に開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（真柄克紀君） それでは投票の結果を発表いたします。

投票総数11票、有効投票11票、有効投票のうち賛成10票、反対1票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第1号せたな町監査委員の選任は同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（真柄克紀君） 残間正君の入場を認めます。

（残間正君入場）

◎日程第26 意見書案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第26、意見書案第1号国の責任による20人学級を展望した少人数学級のさらなる前進を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 意見書案第1号国の責任による20人学級を展望した少人数学級のさらなる前進を求める意見書でございます。2021年3月31日、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立いたしました。35人以下学級でも学級規模は大きく、コロナ禍のもと密を避けるために身体的距離の確保など、さらなる少人数学級を求める声が出されております。子供一人ひとりの実態や発達課題に根ざし、ゆきとどいた教育を進めるためにも少人数活用はすぐれて有効な手段と考え以下2点を求めます。

1点目、国の責任で小学校、中学校、高校すべてで20人学級を展望した少人数学級をさらに前進させること。

2、国は少人数学級実現のため、義務標準法、高校標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第27 意見書案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第27、意見書案第2号特別支援学級における学級編制標準の改善

及び学年差等に応じた学級編制への改善を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多議員。

○3番（本多 浩君） ただいま上程されました意見書案第2号についての提案理由を申し上げます。近年、特別な支援を必要とする児童生徒の数は増加を続けています。子供達の状況も多様化し医療ケアが必要であったり、学年に沿った教科学習が可能であったり、個別の実態に大きな差があります。子供達の発達段階に応じた丁寧な指導、支援ができるように学級編制の在り方や見直しなど2つの項目について要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第28 発議第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第28、発議第2号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付したとおり議会閉会中における所管事務継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続事務調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

今定例会の会議に付された案件の審議はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(真柄克紀君) 大変、時間延長にご協力いただきありがとうございました。

以上で令和4年第4回せたな町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後5時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年1月13日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 吉 田 実

署名議員 柘 田 道 廣